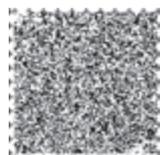
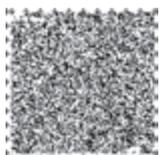


# 資料編





# 資料編

## 1 こども・若者及び子育てに関する基礎データ

### ■障害児の現状と支援の状況

#### (1) 障害児を取り巻く現状

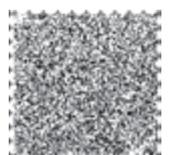
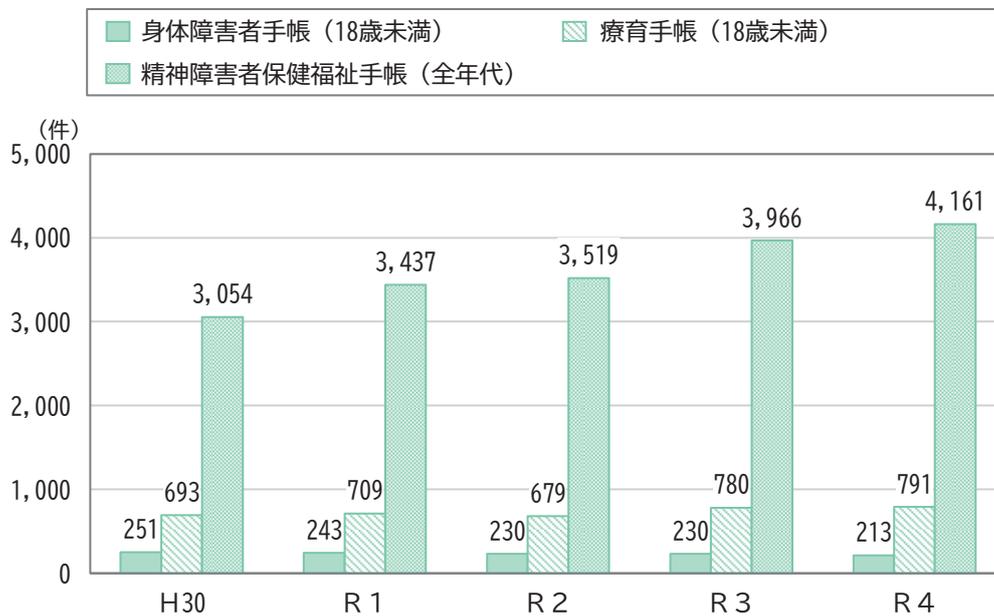
##### ①各種手帳・手当の交付及び発達支援の利用の状況

###### 1) 障害児に係る手帳の交付状況

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、身体障害がある方に対して交付される障害の種類や程度を明記した手帳です。療育手帳は、知的障害児・者が、一貫した相談等や各種福祉サービスを受けやすくするために、都道府県知事等が交付する手帳です。また、精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定の精神障害の状態にあると判定された方に交付される手帳です。

18歳未満の身体障害者手帳の交付件数は減少していますが、18歳未満の療育手帳、全ての年代の精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。

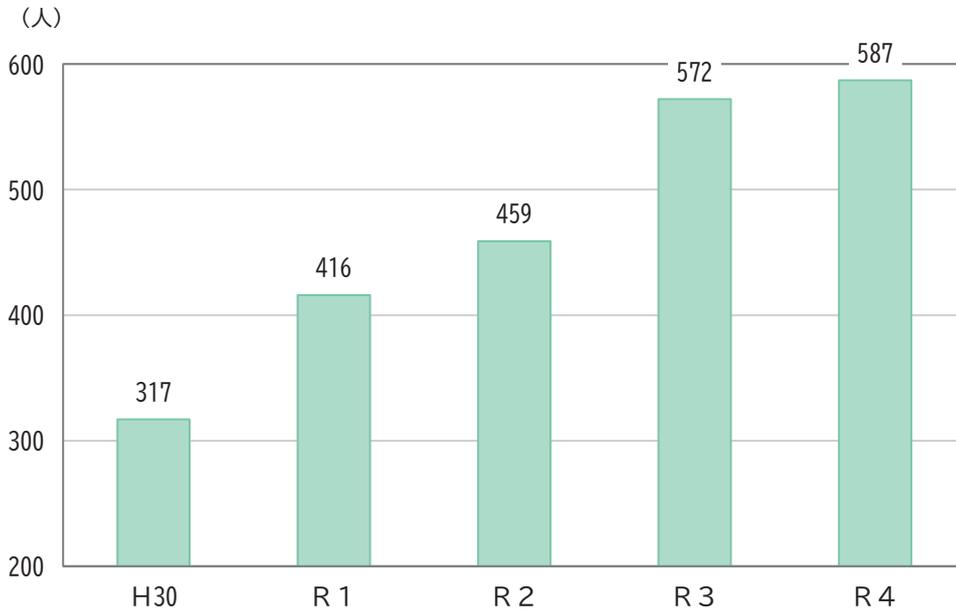
#### 【久留米市における障害児に係る手帳の交付件数】



## 2) 障害児福祉手当

障害児福祉手当は、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度障害児に対して支給する手当です。受給者数は増加傾向にあります。

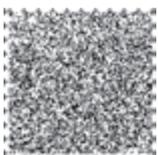
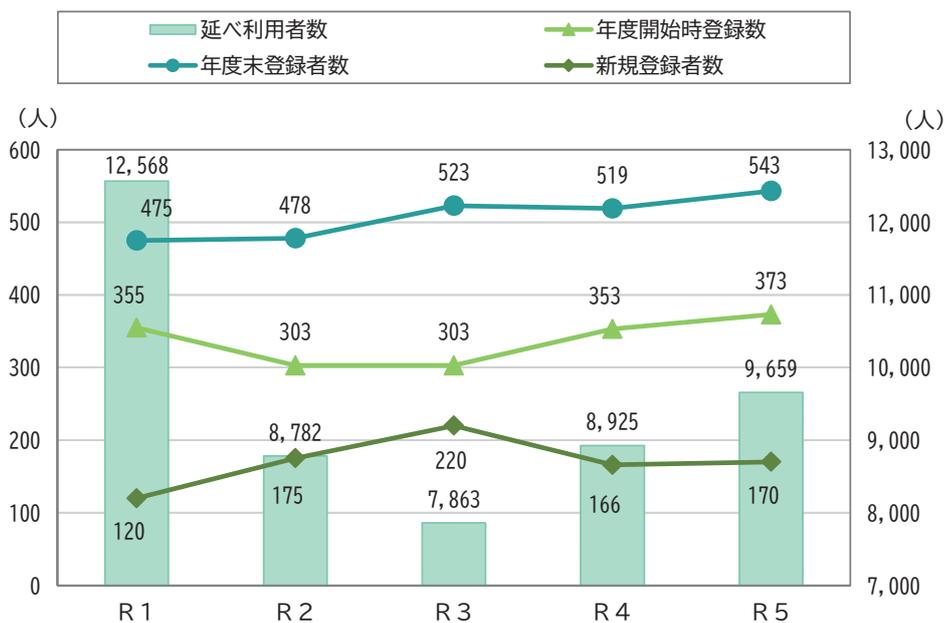
【久留米市における障害児福祉手当支給者実人数】



## 3) 幼児教育研究所における発達支援事業の利用者・登録者の状況

幼児教育研究所では、未就学児の児童を対象とした、「相談」、「療育」、「訓練」の事業を実施し、こどもの発達を促す支援を行っています。延べ利用者数は、コロナ禍の影響を受けて令和2年度に激減していますが、その後、徐々に増えてきています。

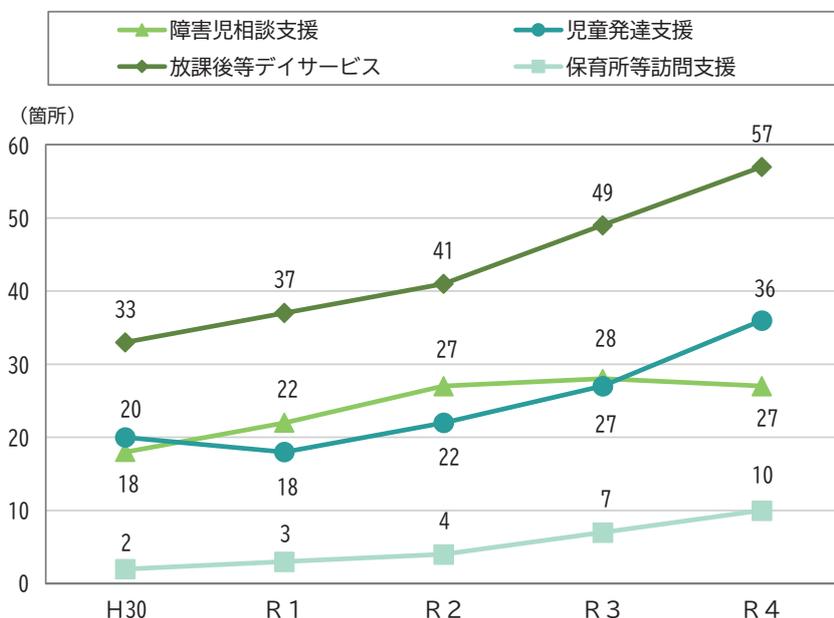
【幼児教育研究所の発達支援事業 延べ利用者数・登録者数】



## ②障害児に関する事業所

久留米市にある障害児を支援する施設は、以下のグラフのとおり4分野あり、増加傾向にあります。

【久留米市の指定事業所数（障害児通所系）】

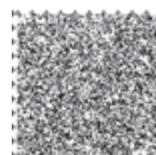
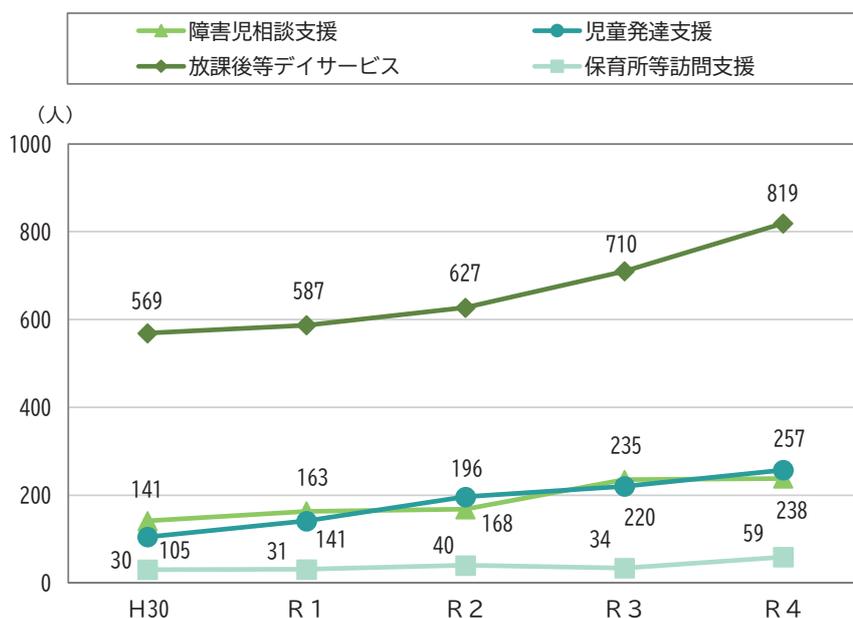


## (2) 障害児への支援の状況

### ①障害福祉サービス等の利用状況

どの事業も増加傾向にあります。特に放課後等デイサービスの利用者数は顕著な伸びとなっています。

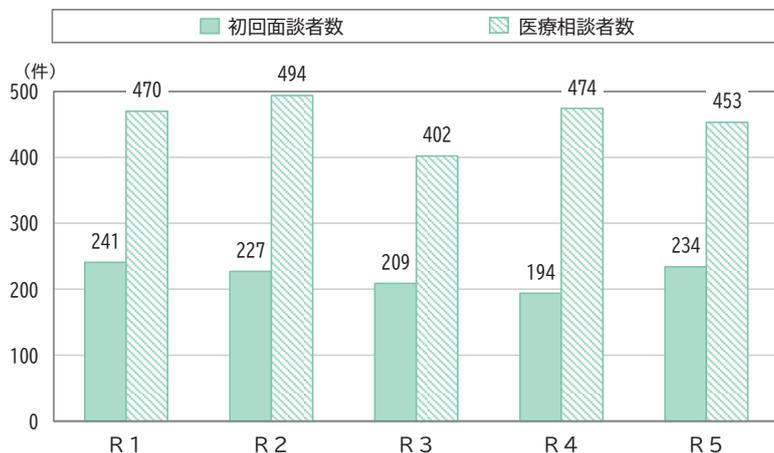
【久留米市の障害福祉サービス等実利用者数（障害児通所系）】



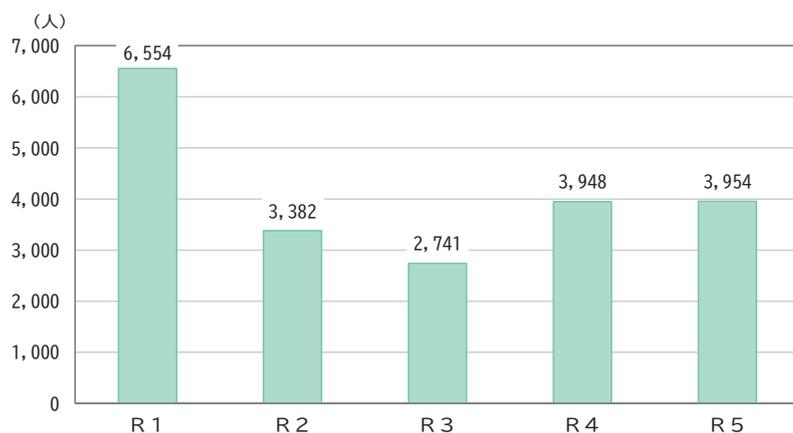
## ②幼児教育研究所の利用状況

幼児教育研究所で実施している「相談」、「療育」、「訓練」の事業は、全体で見ると、ここ5年間で件数の大きな変動はありませんが、療育学級の延べ参加者数は、令和2年度以降、急激に減っています。これは、感染症拡大防止のため、学級を増設し、定員を減らしたため、学級の実施回数が減少したことによるものです。

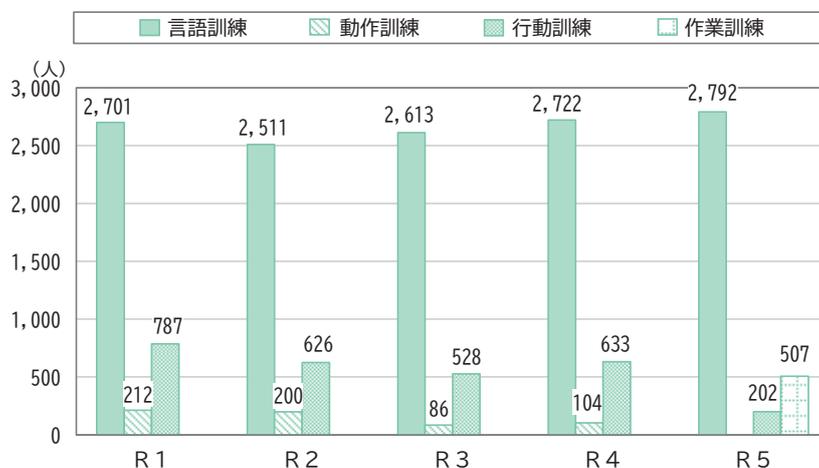
### 【相談件数推移】



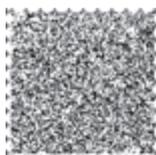
### 【延べ療育学級参加者数】



### 【延べ訓練別参加者数】



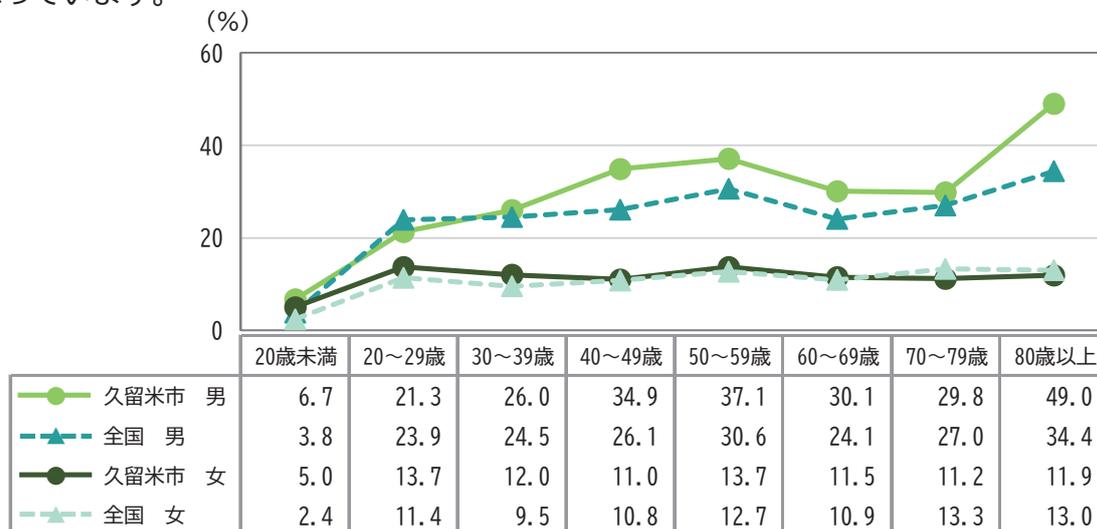
※令和4年度までは動作訓練、令和5年度からは作業訓練を実施。



## ■子ども・若者の自殺の現状

### ①久留米市の性・年代別自殺死亡率の推移（平成29年～令和3年合計）

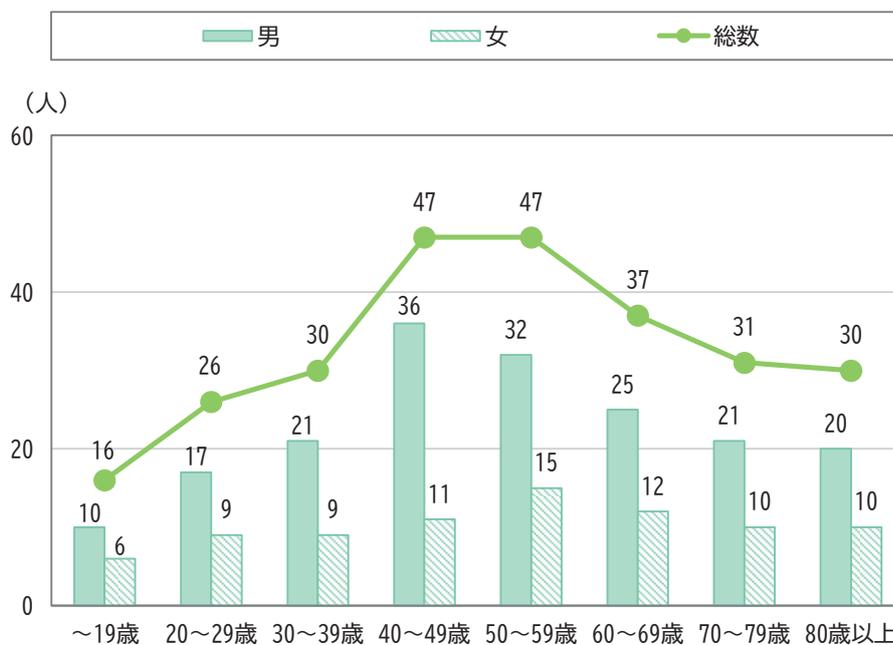
男性は、20歳代を除く全世代で全国男性の自殺死亡率を上回っています。女性は、60歳代までの全ての年代で全国を上回っており、特に20歳未満の世代では全国の自殺死亡率の2倍となっています。



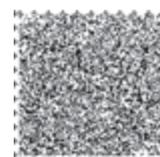
資料：地域における自殺の基礎資料

### ②久留米市の性・年代別自殺者数（平成29年～令和3年合計）

性・年代別にみると40歳代男性が36人で最も多く、次いで、50歳代男性、60歳代男性となっています。男女比は7：3となっています。



資料：人口動態統計



### ③久留米市の年齢階級別における死因別順位・自殺の割合(平成29年～令和3年累計)

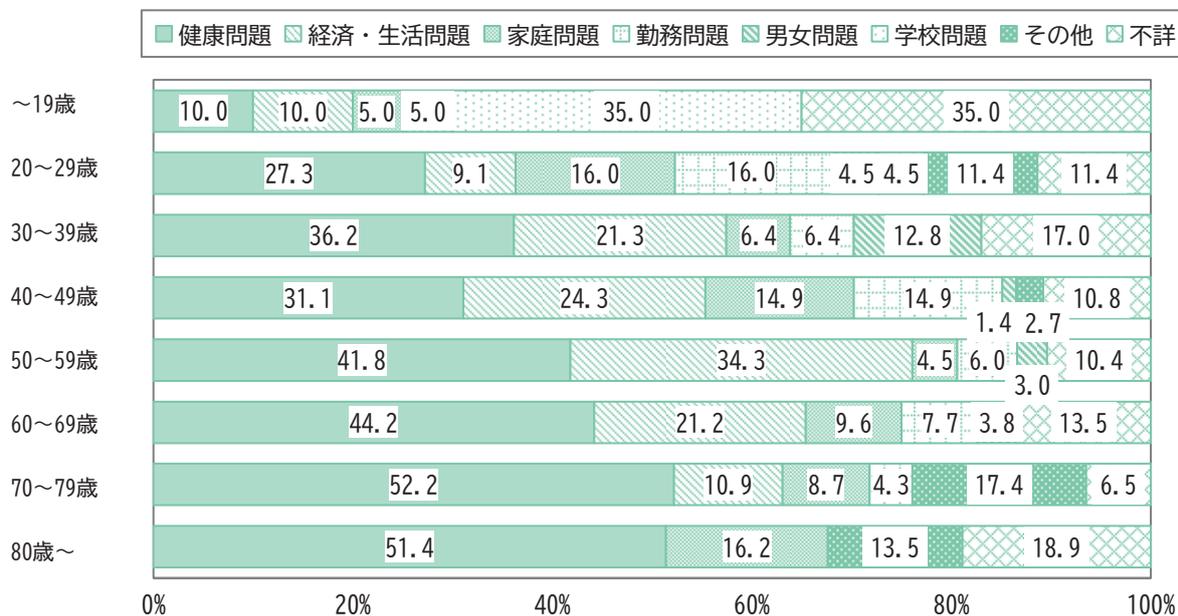
年代別の死因順位をみると、10歳～29歳、35歳～39歳の各年代の死因の第1位は自殺となっています。若い世代は、全体の死亡における自殺の割合も高く、特に15歳～24歳の年代は、5割を超えています。

年齢階級	第1位	第2位	第3位	自殺の割合(%)
10～14歳	自殺	悪性新生物・神経系疾患		37.5
15～19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物・他に分類されないもの	72.2
20～24歳	自殺	神経系疾患	不慮の事故	56.7
25～29歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故	30.0
30～34歳	悪性新生物	自殺	不慮の事故	27.5
35～39歳	自殺	悪性新生物	循環器系疾患	32.2

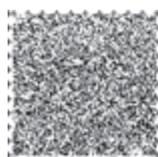
資料：人口動態統計

### ④久留米市の性・年代別の原因・動機別構成割合(平成29年～令和3年合計)

自殺の原因・動機を年代別にみると、20歳未満では「学校問題」と「不詳」が同じ割合で最も多くなっています。20歳代・30歳代は「健康問題」が最も多く、次いで20歳代では「家庭問題」と「勤務問題」が多く、30歳代では「経済・生活問題」が多くなっています。



資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料を基に作成  
注) 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。



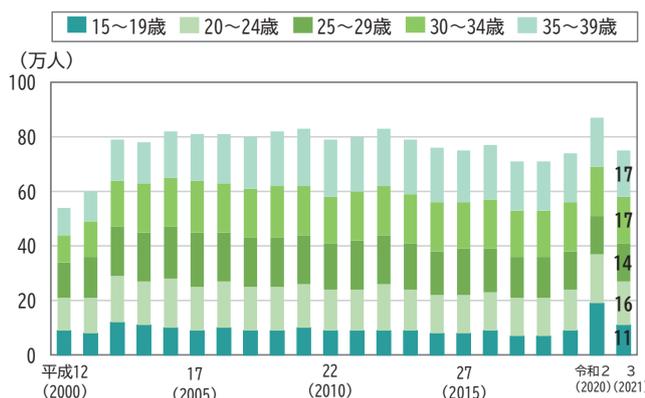
## ■悩みや不安を抱える子ども・若者の現状と支援状況

### (1) 全国の困難を有する子ども・若者の現状等【令和4年版 子供・若者白書抜粋】

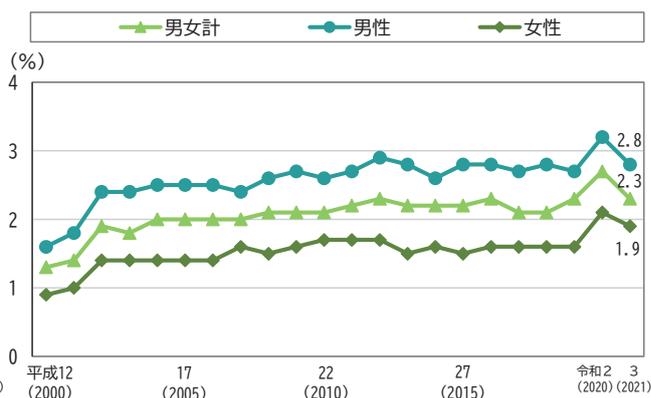
#### ①若年無業者数

15～39歳の若年無業者の数は、令和3年で75万人となっており、15～39歳人口に占める割合は2.3%となっています。

【推移（男女計）】



【15～39歳人口に占める若年無業者の割合】

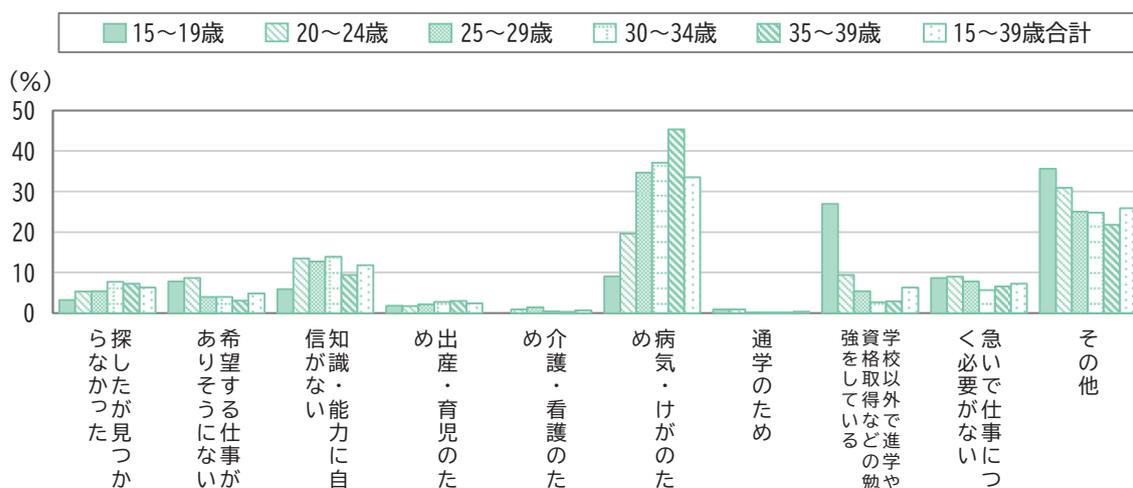


(出典) 総務省「労働力調査」  
(注) 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

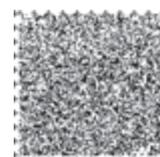
#### ②全国の就業希望の若年無業者が求職活動をしな理由（平成29年度）

総務省が平成29年10月に実施した調査では、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、病気・けがや勉強中の者を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したがみつからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」といった回答がみられました。

【就業希望の若年無業者が求職活動をしな理由】



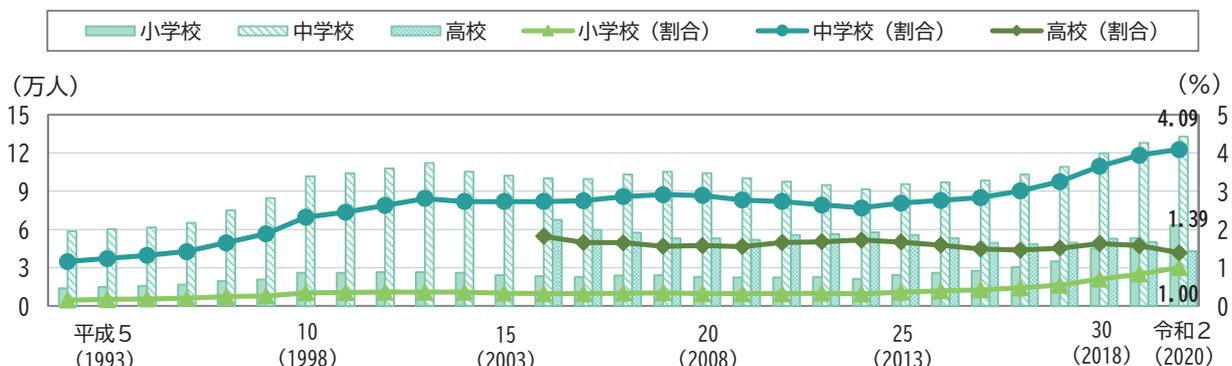
(出典) 総務省「就業構造基本調査」



### ③全国の不登校の状況

小学生・中学生の不登校児童生徒数は、平成25年度から令和2年度にかけて、8年続けて前年を上回っています。

#### 【推移】



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 1. ここでいう不登校児童生徒とは、長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子供が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く。)をいう。なお、長期欠席者は、令和元年度調査までは年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒、令和2年度調査においては、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

2. 調査対象は、国公立の小学校・中学校・高等学校(小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む)。高等学校は平成16年度から調査。

### ④全国の不登校の要因

不登校の要因を見ると、小学生・中学生では、「無気力・不安」の傾向があること、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」を抱えていること、「家庭に係る状況」等が多くみられます。

#### 【国公立小学校・中学校 不登校の要因 (令和2年度)】

区分	生不登校児童	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	友人関係を除く	教職員の関与	学業不振	進路に係る不安	不登校活動への対応	学校生活の課題	入学・進級・転校の不安	家庭の急激な変化	親子の関わり	家庭内の不和	生活リズムの乱れ	無気力・不安	
主たるもの	196,127	399	20,830	2,413	10,675	1,581	783	1,514	6,533	5,667	17,395	3,483	23,439	91,886	9,529
		0.2%	10.6%	1.2%	5.4%	0.8%	0.4%	0.8%	3.3%	2.9%	8.9%	1.8%	12.0%	46.9%	4.9%
主たるもの以外に当てはまるもの		204	9,145	2,206	16,307	2,412	1,085	1,667	3,277	3,706	18,811	4,037	15,932	20,087	
		0.1%	4.7%	1.1%	8.3%	1.2%	0.6%	0.8%	1.7%	1.9%	9.6%	2.1%	8.1%	10.2%	

#### 【国公立高等学校 不登校の要因 (令和2年度)】

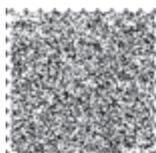
区分	不登校生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	友人関係を除く	教職員の関与	学業不振	進路に係る不安	不登校活動への対応	学校生活の課題	入学・進級・転校の不安	家庭の急激な変化	親子の関わり	家庭内の不和	生活リズムの乱れ	無気力・不安	
主たるもの	43,051	86	3,806	211	2,638	2,117	371	351	3,960	833	1,491	748	6,633	16,213	3,593
		0.2%	8.8%	0.5%	6.1%	4.9%	0.9%	0.8%	9.2%	1.9%	3.5%	1.7%	15.4%	37.7%	8.3%
主たるもの以外に当てはまるもの		21	1,031	152	1,750	1,077	233	219	923	342	1,400	591	1,873	2,888	
		0.0%	2.4%	0.4%	4.1%	2.5%	0.5%	0.5%	2.1%	0.8%	3.3%	1.4%	4.4%	6.7%	

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 1. 「主たるもの」については「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

2. 「主たるもの以外に当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで選択可。

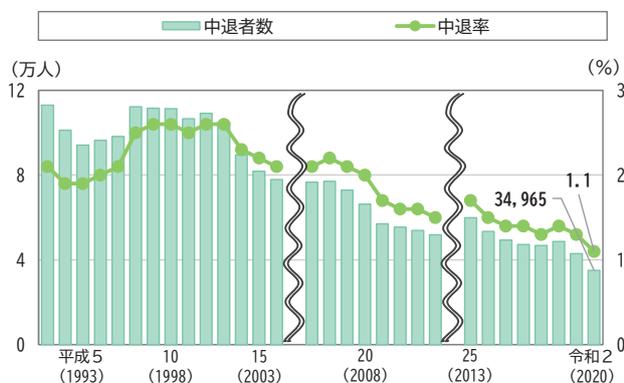
3. 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。



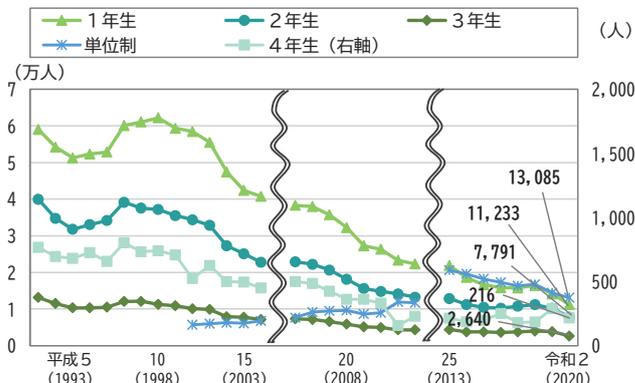
## ⑤全国の高等学校における中途退学者

高等学校中途退学者は、令和2年度は約3万5,000人、中退率は1.1%となっています。中退事由としては、学校生活・学業不適応、進路変更が多くみられます。

【中退者数と中退率】



【学年別中退者数】



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 1. 平成16年度までは公私立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。  
2. 高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

## (2) 福岡県青少年の意識・ニーズに関する調査報告書 (令和6年3月) 【抜粋】

### ①調査方法及び対象者

調査の種類	対象	調査方法
小・中・高校生調査	県内小学校(6年生)、中学校(2年生)、高等学校(2年生)、各4,800名	学校を介して調査票及びWEB回答画面にアクセスするQRコードを記載した調査依頼状を配布。小学6年生はWEB、調査票のいずれかで回答、中学2年生、高校2年生、保護者はWEBで回答
小・中・高校生保護者調査	県内に在住する小学校(6年生)、中学校(2年生)、高等学校(2年生)の保護者、各4,800名	

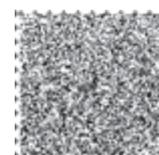
\*前回調査は、令和2年に実施

### ②調査結果

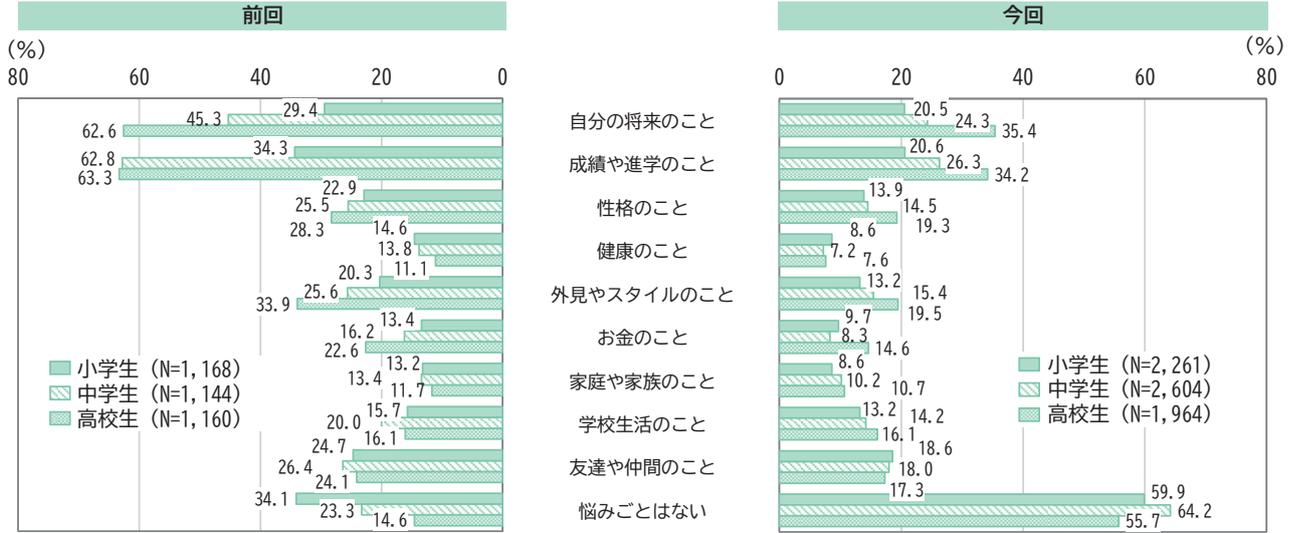
#### 1) 日ごろ考えていることについて

日ごろの悩みごとについては、小・中・高校生全てで「日ごろの悩みごとはない」が最も多くなっています。前回調査と比べると、小・中・高校生いずれも「自分の将来のこと」、「成績や進学のこと」、「外見やスタイルのこと」は大幅に減少し、「悩みごとはない」が大幅に増加しています。

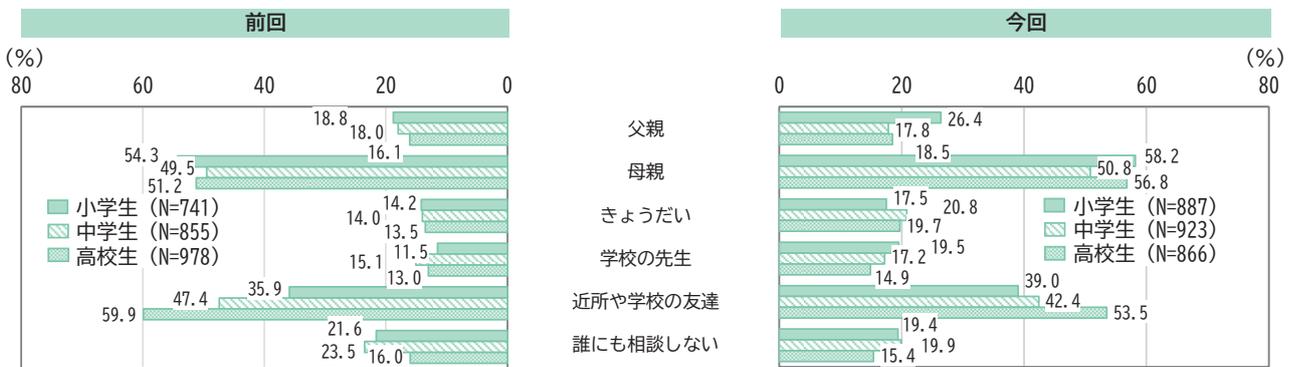
悩みごとの相談相手は、小・中・高校生ともに「母親」が最も多く、年齢が上がるにつれて「近所や学校の友達」が多くなる傾向がみられます。前回調査と比べると、小学生で「父親」が7.6ポイント増加、「近所や学校の友達」は中学生で5.0ポイント減少、高校生で6.4ポイント減少しています。



【日ごろの悩みごと】



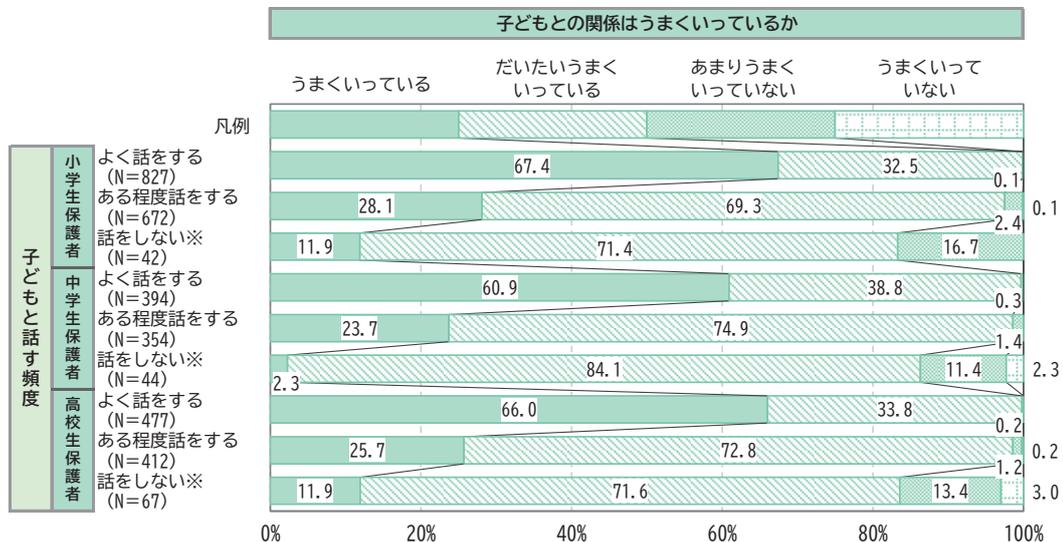
【悩みごとの相談相手】



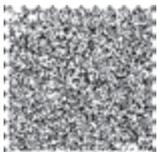
2) 子どもと話す頻度と他項目との関係 (保護者調査限定)

小・中・高校生いずれの保護者でも、子どもとよく話をする保護者ほど、子どもとの関係がうまくいっていると思う傾向がみられ、強い相関関係がみられます。

【子どもと話す頻度と子どもとの関係】



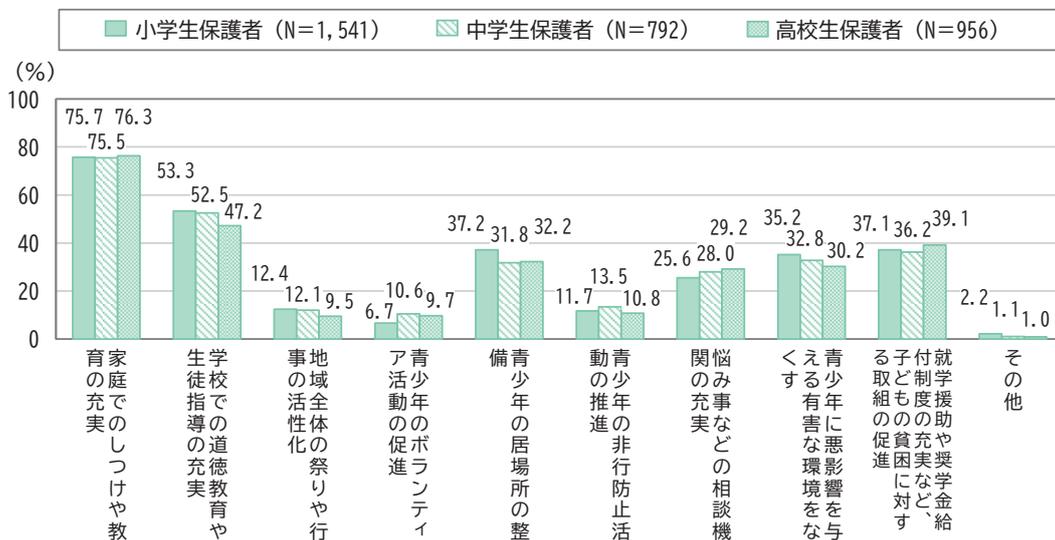
※『話をしない』は「あまり話をしない」「まったく話をしない」を合わせたもの。



### 3) 青少年の健全育成のために必要なこと（保護者調査限定）

青少年の健全育成のために必要なことについては、いずれの保護者も、「家庭でのしつけや教育の充実」が最も多くなっています。次いで「学校での道徳教育や生徒指導の充実」、「就学援助や奨学金給付制度の充実など、子どもの貧困に対する取組の促進」となっています。

#### 【青少年の健全育成のために必要なこと】

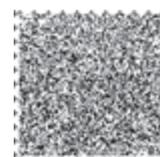
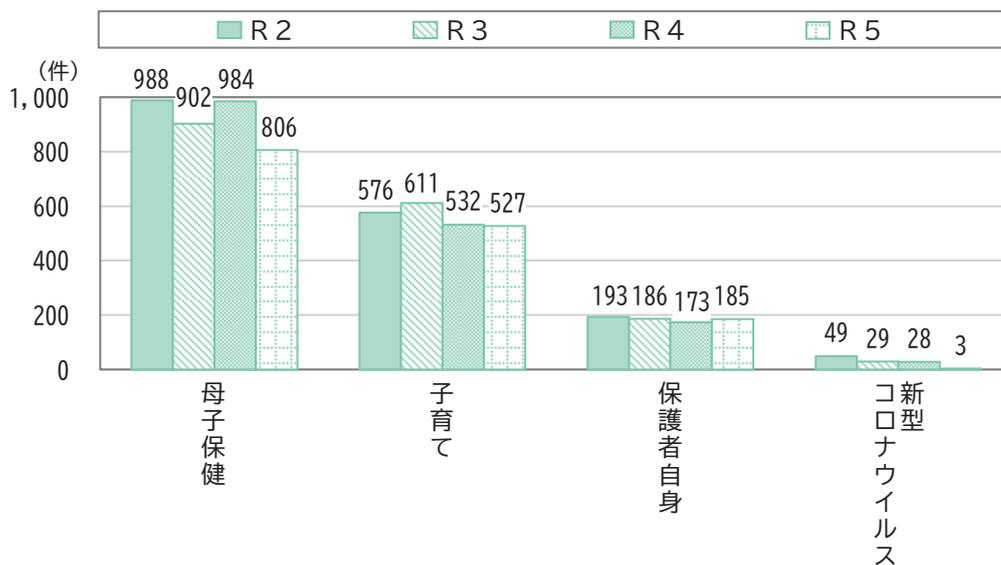


### (3) 子ども総合相談窓口（こども子育てサポートセンター）への相談状況

子ども総合相談窓口では、妊産婦、乳幼児、学齢期以降の18歳までの児童やその養育者を対象に、母子保健や子育てに関する相談に応じています。その後、家庭訪問やそれぞれのニーズに応じた情報提供、関係機関の繋ぎといった継続的支援に取り組んでいます。

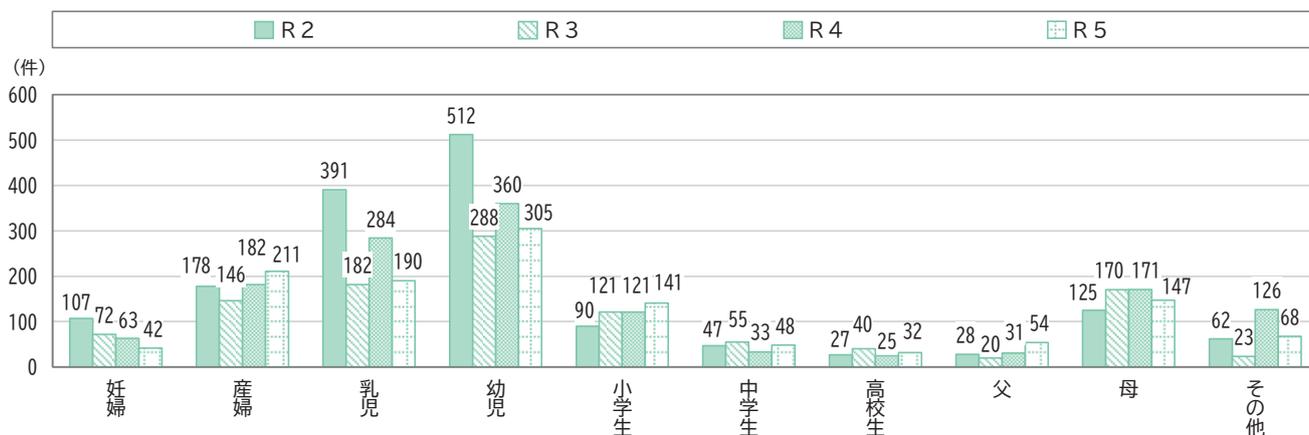
#### ①相談内容種別件数

#### 【久留米市の子ども総合相談窓口の相談内容種別件数】



## ②相談内容の対象者別件数

【久留米市の子ども総合相談窓口の相談内容の対象者別件数】

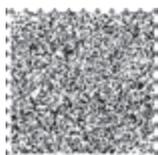


### (4) 若者相談窓口「みらくる」(青少年育成課)へ寄せられる相談状況

令和4年4月1日より、久留米市青少年育成センター内に、概ね中学校卒業後～39歳までの若者を対象とする相談窓口を設置し、関係機関・団体等と連携協力しながら、適切な支援機関等の紹介、情報提供、マッチング等、一人一人に寄り添った支援を行っています。

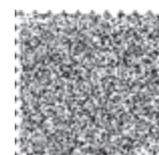
#### ①若者相談窓口「みらくる」での相談件数

項目	令和4年度		令和5年度		合計	
①新規件数	74件		97件		171件	
新規の内訳	終結	58件	終結	82件	終結	140件
	継続	16件	継続	15件	継続	31件
②継続支援(延べ)	238件		342件		580件	
合計(①+②)	312件		439件		751件	



## ②新規相談者（171人）の属性・相談内容等

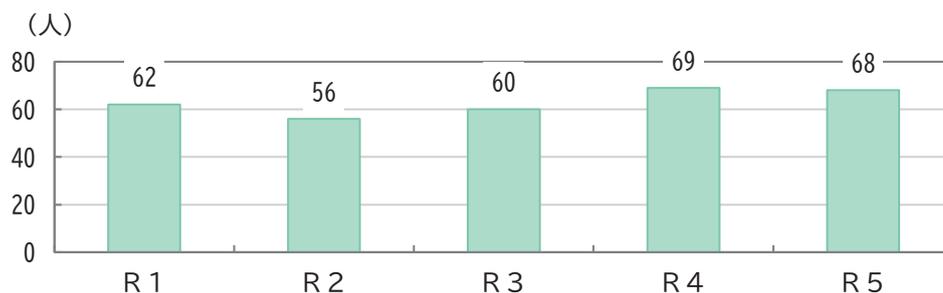
No.	項目	令和4年度	令和5年度	合計
相談者	若者本人	14人 (19%)	24人 (25%)	38人 (22%)
	母親	21人 (28%)	18人 (19%)	39人 (23%)
	家族	9人 (12%)	12人 (12%)	21人 (12%)
	関係機関	28人 (38%)	39人 (40%)	67人 (39%)
	その他	2人 (3%)	4人 (4%)	6人 (4%)
年齢	18歳未満	19人 (26%)	40人 (41%)	59人 (35%)
	18～19歳	11人 (15%)	17人 (17%)	28人 (16%)
	20～29歳	27人 (36%)	25人 (27%)	52人 (30%)
	30～39歳	12人 (16%)	6人 (6%)	18人 (11%)
	40歳以上	1人 (1%)	6人 (6%)	7人 (4%)
	不明	4人 (6%)	3人 (3%)	7人 (4%)
相談内容・重複あり	学業・進級・進学	14人 (7%)	22人 (7%)	36人 (7%)
	不登校	11人 (6%)	28人 (9%)	39人 (7%)
	ひきこもり	12人 (6%)	18人 (5%)	30人 (6%)
	将来の不安	21人 (11%)	40人 (13%)	61人 (12%)
	就労・就職	15人 (8%)	14人 (4%)	29人 (5%)
	対人関係	7人 (4%)	14人 (4%)	21人 (4%)
	生活困窮	7人 (4%)	10人 (3%)	17人 (3%)
	身体的不安	3人	5人	8人
	情報入手	30人 (16%)	39人 (12%)	69人 (13%)
	暴力・非行	3人	2人	5人
	ゲーム等依存	3人	2人	5人
	昼夜逆転	1人	3人	4人
	ニート	3人	1人	4人
	自殺（自傷）	1人	1人	2人
	発達障害	4人	2人	6人
	精神疾患	12人 (6%)	17人 (5%)	29人 (5%)
	知的障害	0人	6人	6人
	親子不和	6人 (3%)	15人 (4%)	21人 (4%)
	虐待（疑い）	0人	2人	2人
	家庭内暴力(DV)	1人	4人	5人
育児・子育て	1人	3人	4人	
その他（問合せ）	35人 (18%)	57人 (18%)	92人 (19%)	



## (5) 久留米市の少年非行等の現状

### ①少年非行

#### 1) 久留米市の刑法犯少年検挙補導人員



#### 2) 令和5年における久留米市の刑法犯少年検挙補導人員 68 人の学職別内訳

単位 (人)

小学生	中学生	高校生	大学生等	有職	無職
6	17	27	5	11	2

### ②薬物乱用

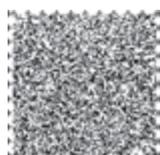
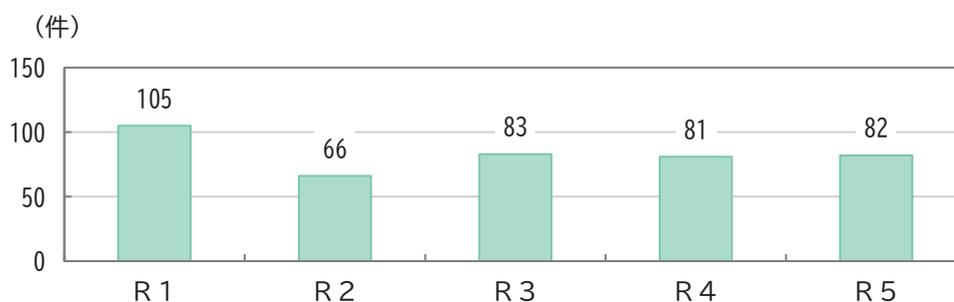
#### 【久留米市の薬物乱用検挙補導状況】

単位 (人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
シンナー	0	0	0	0	0
覚醒剤	0	0	0	2	0
大麻	2	3	4	1	11

### ③こどもの被害

#### 【久留米市内における不審者、変質者発生の情報数】

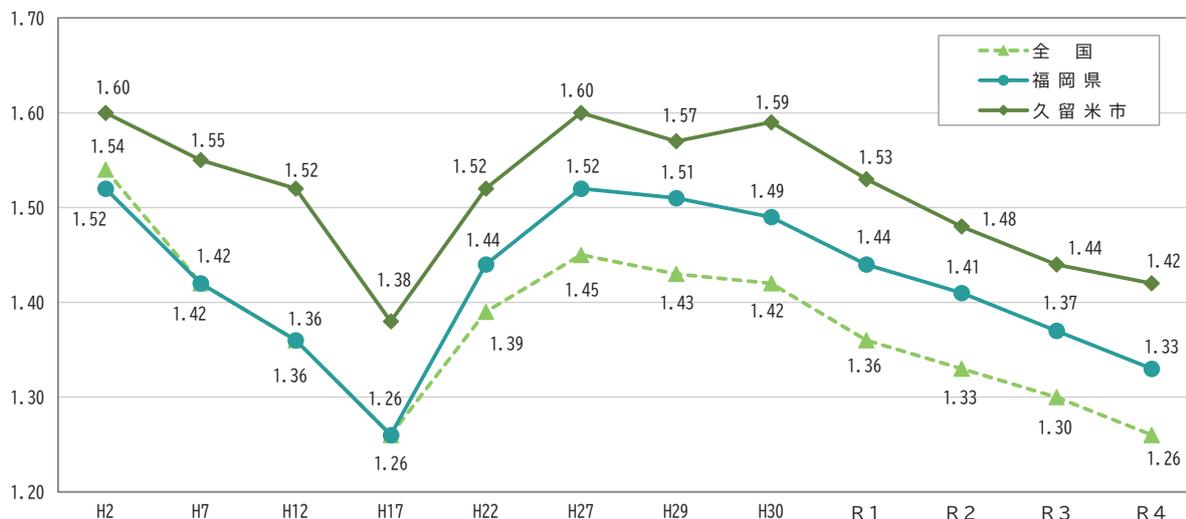


## ■結婚及び少子化の現状

### (1) 出生数の状況

#### ①合計特殊出生率の推移

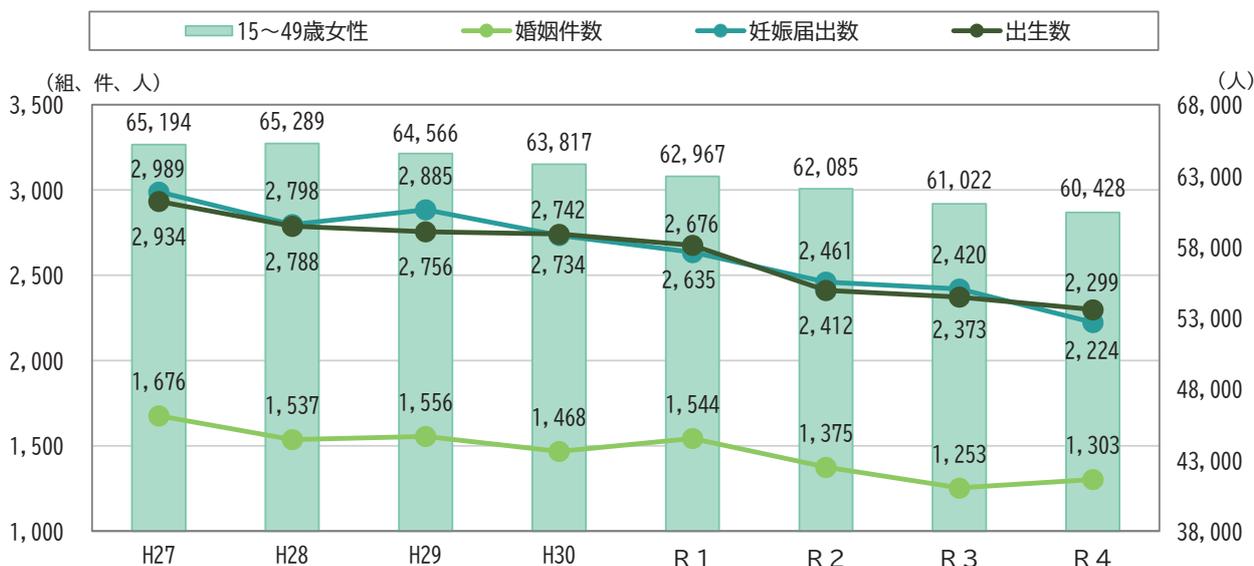
久留米市の合計特殊出生率は、全国や福岡県の数値を常に上回っていますが、近年では平成27年をピークに減少傾向にあります。なお、一般的に人口を維持できる水準は2.07とされています。



#### ②女性人口・婚姻件数・妊娠届出数・出生数の推移

15～49歳の女性の人口は、近年は平成28年をピークに減少傾向にあり、平成30年から令和4年までの間に約5%減少しています。出生数及び妊娠届出数は、減少傾向にあり、平成29年から令和3年までの間に約16%減少しています。

#### 【久留米市の女性人口・婚姻件数・妊娠届出数・出生数】



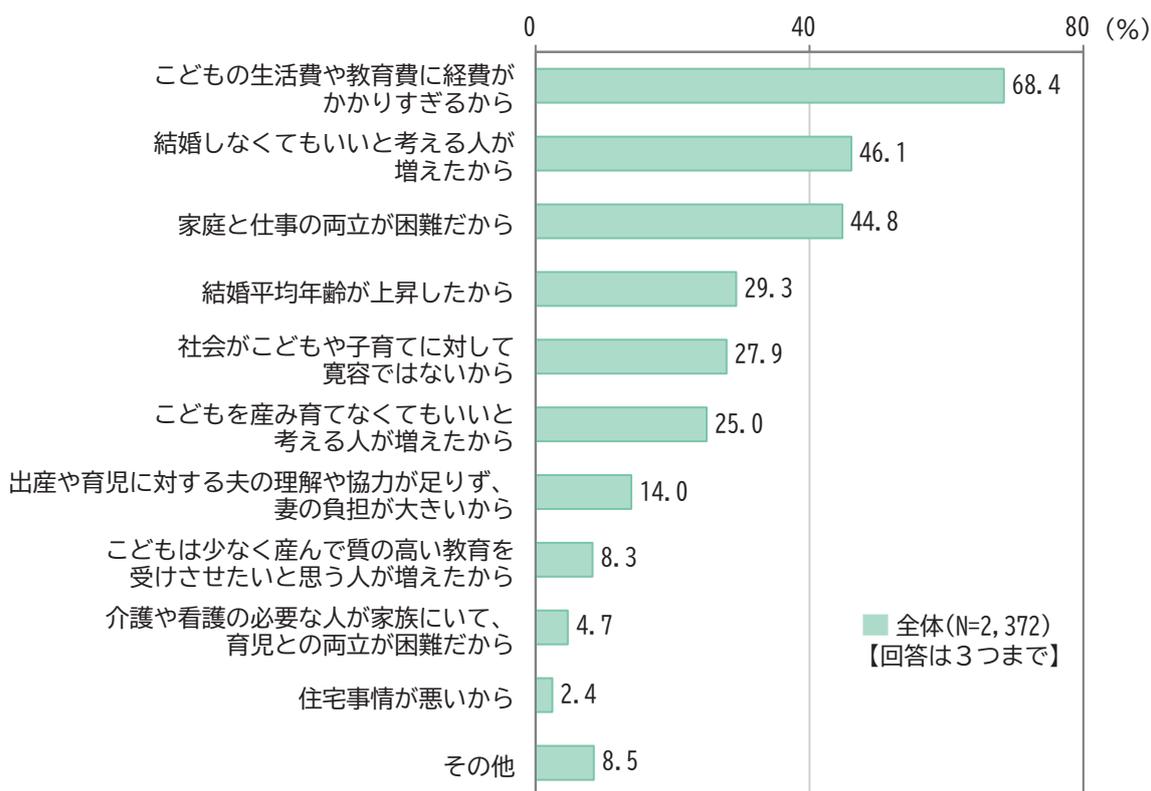
## (2) 結婚や出生数に関する意識（子育て等に関する県民意識・ニーズ調査より）

### ①出生数に関して

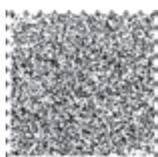
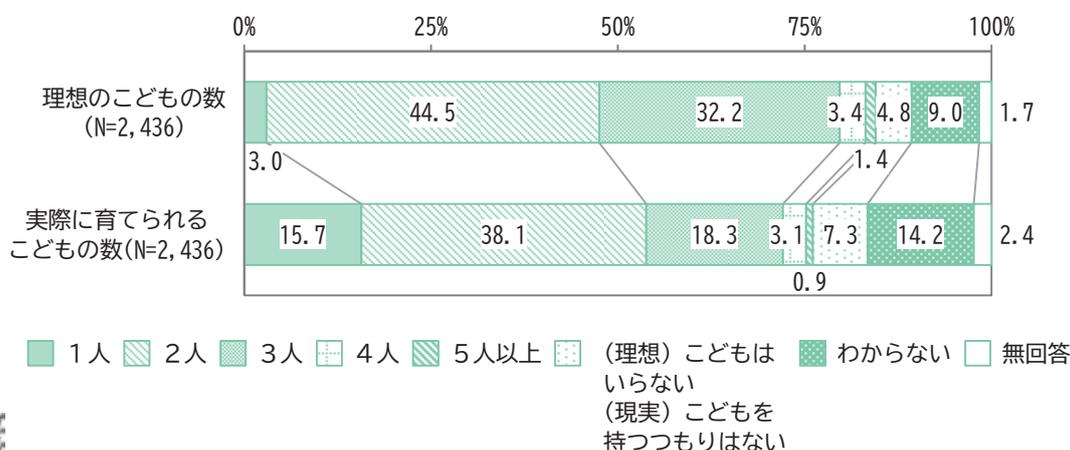
18歳から49歳までの男女が答えた出生率低下の原因の主なものには、「こどもの生活費や教育費に経費がかかりすぎる」、「結婚しなくてもいいと考える人が増えた」、「家庭と仕事の両立が困難」があります。

また、理想と現実に育てられるこどもの数は、理想では2人が最も多く、次いで3人が多いですが、現実では、いずれも割合が減っています。

### 【出生率低下の原因】



### 【理想と現実に育てられるこどもの数】



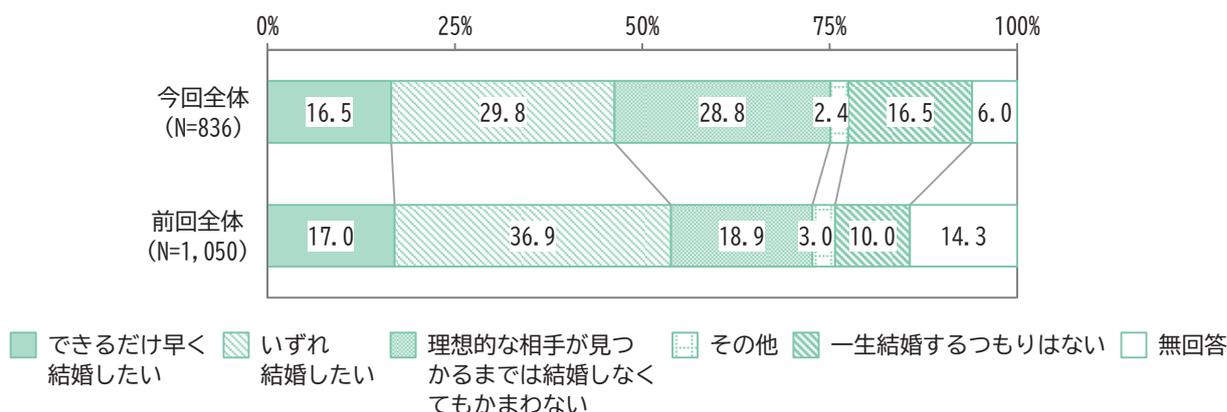
## ②結婚に関して

18歳から49歳までの男女が答えた結婚の意向を持つ人は、46.3%と前回よりも約7%減少しています。

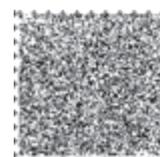
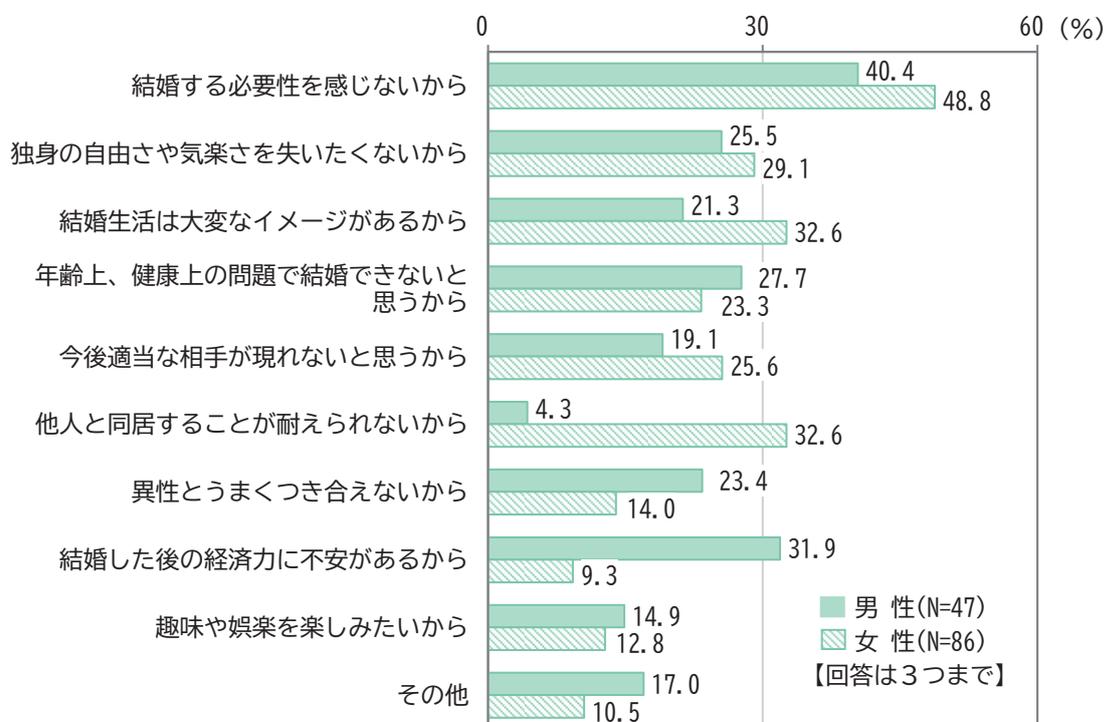
結婚するつもりはない人の理由は、男女ともに「結婚する必要性を感じないから」が最も高くなっています。次いで、男性は「結婚した後の経済力に不安があるから」となっていますが、女性は「結婚生活は大変なイメージがあるから」、「他人と同居することが耐えられないから」となっています。

結婚したいと思う人が結婚するために必要なことは、「子育てと仕事の両立ができる環境があること」、「若者が就業して安定した収入を得られること」が多くなっています。

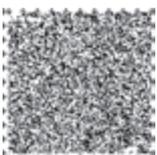
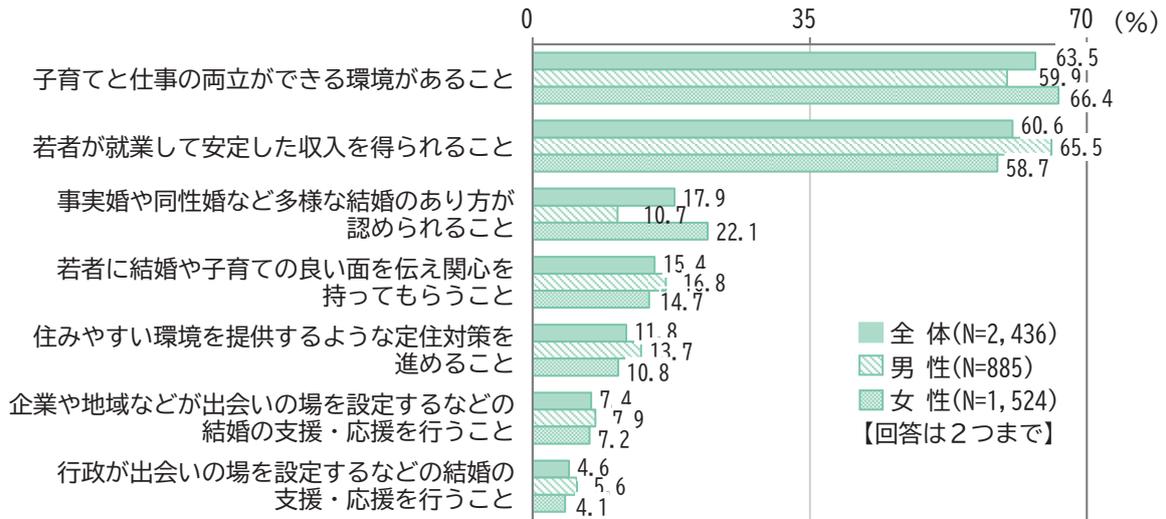
### 【結婚の意向】



### 【結婚するつもりはない理由】

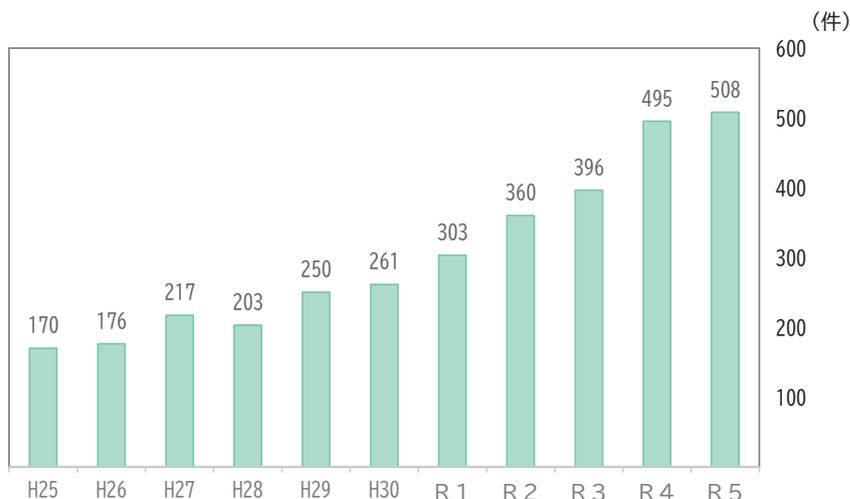


【結婚したいと思う人が結婚するために必要な要素・支援策（性別）上位7位】



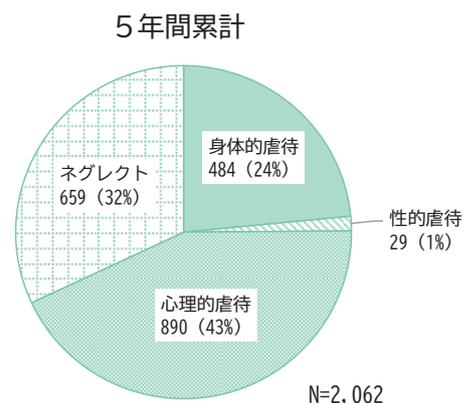
## ■児童虐待の現状

### ①久留米市の児童虐待対応件数



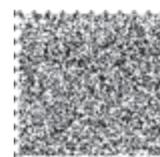
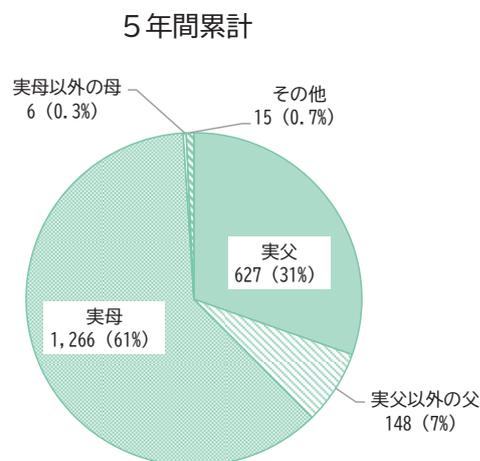
### ②久留米市の虐待の種類別対応件数

	R1	R2	R3	R4	R5
身体的虐待	69 22.8%	87 24.2%	100 25.3%	114 23.0%	114 22.4%
性的虐待	3 1.0%	3 0.8%	5 1.3%	9 1.8%	9 1.8%
心理的虐待	142 46.9%	172 47.8%	174 43.9%	191 38.6%	211 41.5%
ネグレクト	89 29.4%	98 27.2%	117 29.5%	181 36.6%	174 34.3%
総数	303	360	396	495	508



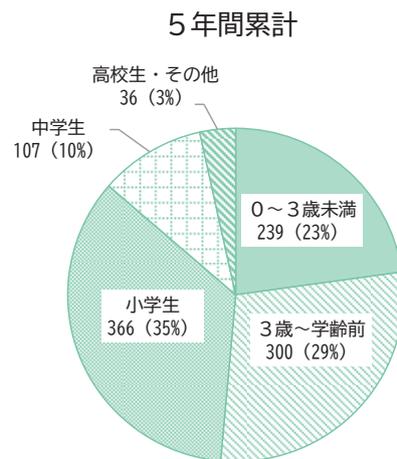
### ③久留米市の虐待者別対応件数

	R1	R2	R3	R4	R5
実父	82 27.1%	123 34.2%	127 32.1%	137 27.7%	158 31.1%
実父以外の父	32 10.6%	36 10.0%	29 7.3%	21 4.2%	30 5.9%
実母	187 61.7%	199 55.2%	236 59.5%	332 67.1%	312 61.4%
実母以外の母	1 0.3%	1 0.3%	1 0.3%	1 0.2%	2 0.4%
その他	1 0.3%	1 0.3%	3 0.8%	4 0.8%	6 1.2%
総数	303	360	396	495	508

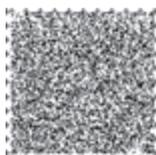


#### ④久留米市の年齢別対応件数（新規受付分のみ）

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
0～3歳未満	37 26.4%	52 30.4%	39 20.4%	60 20.6%	51 20.1%
3歳～学齢前	35 25.0%	41 24.0%	63 33.0%	90 30.8%	71 28.0%
小学生	51 36.4%	59 34.5%	65 34.0%	93 31.9%	98 38.6%
中学生	11 7.9%	15 8.8%	16 8.4%	41 14.0%	24 9.4%
高校生・その他	6 4.3%	4 2.3%	8 4.2%	8 2.7%	10 3.9%
総数	140	171	191	292	254



N=1,048



## 2 各種調査結果の概要

### ■久留米市子育てに関するアンケート調査（令和5年度）の結果

#### （1）調査の概要

本計画の策定にあたり、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の基礎資料とするため、就学前児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	就学前児童を養育する保護者
対象抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布・インターネット回答
標本数	3,000 世帯
有効回収数（回収率）	1,437 世帯（47.9%）
調査期間	令和6年2月21日から令和6年3月16日まで

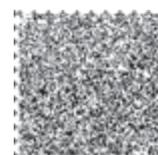
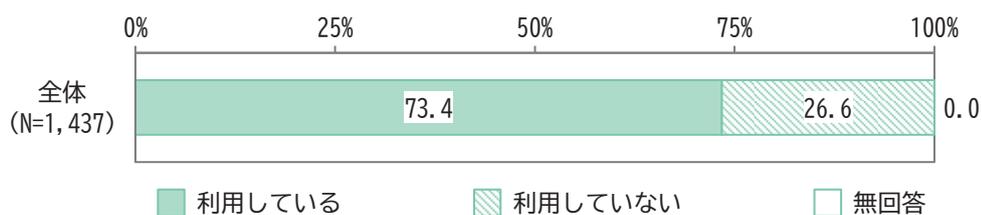
#### （2）調査結果の概要

##### ①平日の定期的な教育・保育について

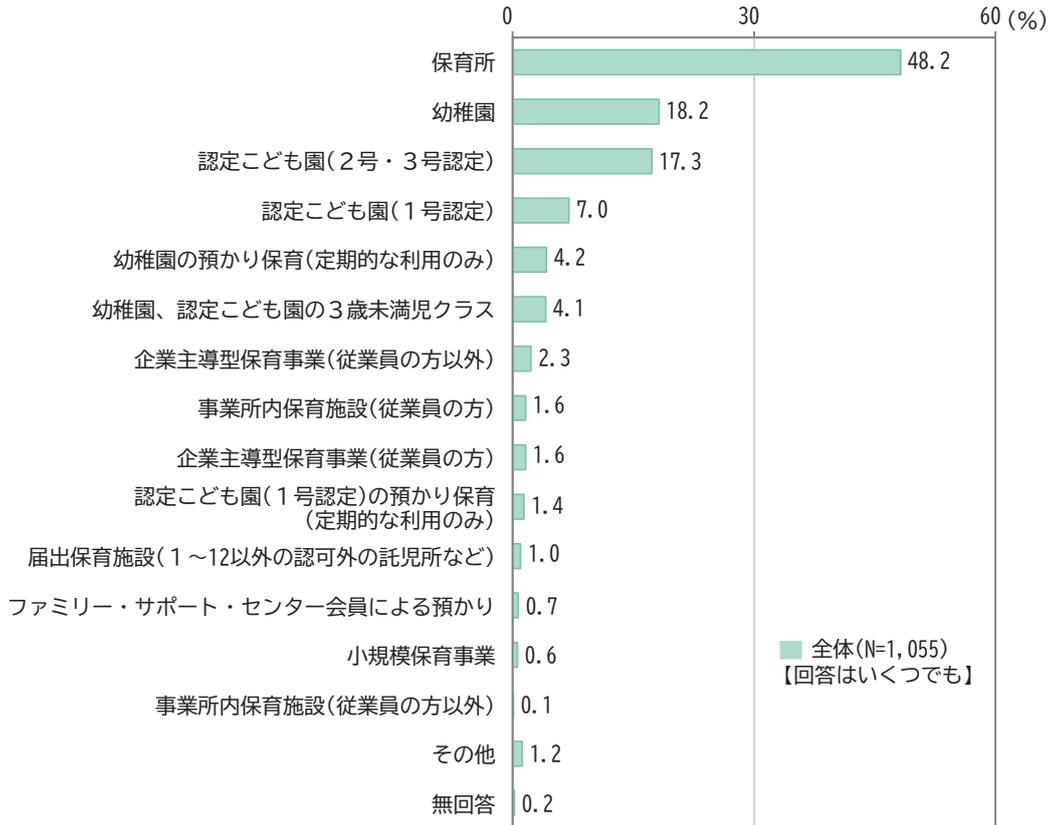
平日の定期的な教育・保育を73.4%の人が利用しています。

利用している人のうち、利用している教育・保育の種類は、「保育所」が48.2%と最も多く、次いで「幼稚園」（18.2%）、「認定こども園（2号・3号認定）」（17.3%）となっています。

【定期的な教育・保育の利用状況】

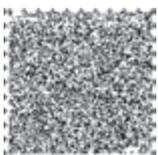
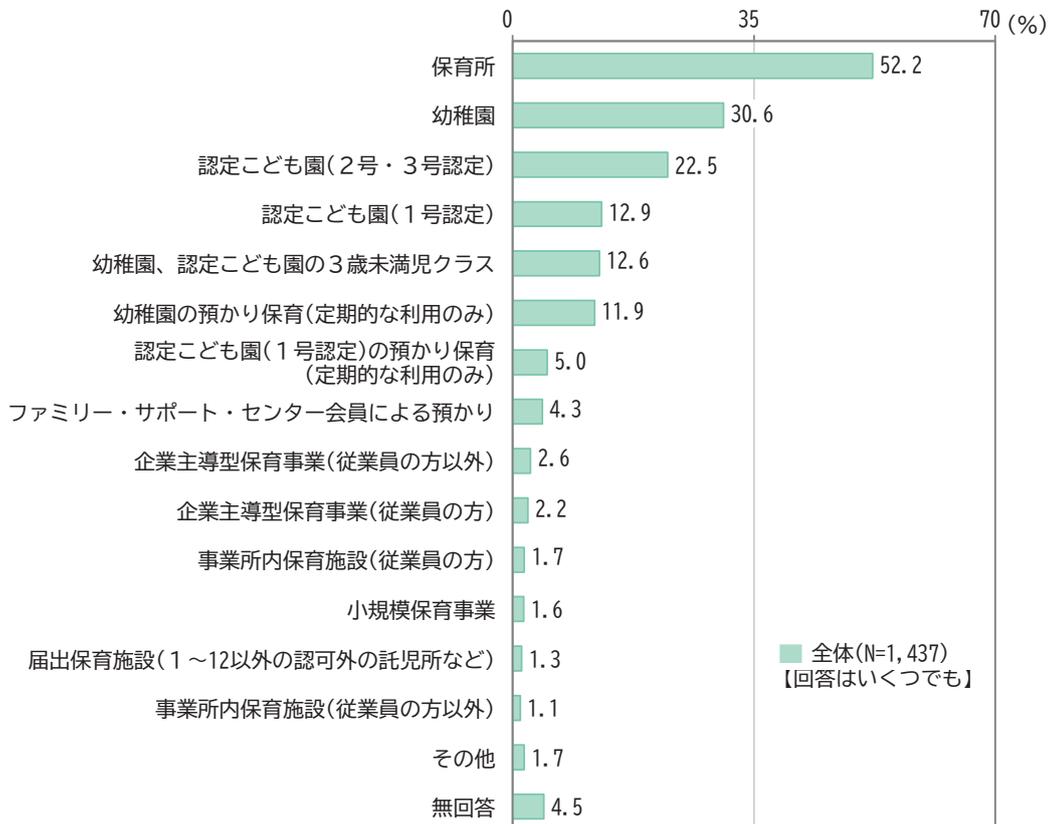


【利用している教育・保育の種類】



今後利用したい教育・保育の種類は、「保育所」が 52.2%と最も多く、次いで「幼稚園」(30.6%)、「認定こども園(2号・3号認定)」(22.5%)となっています。

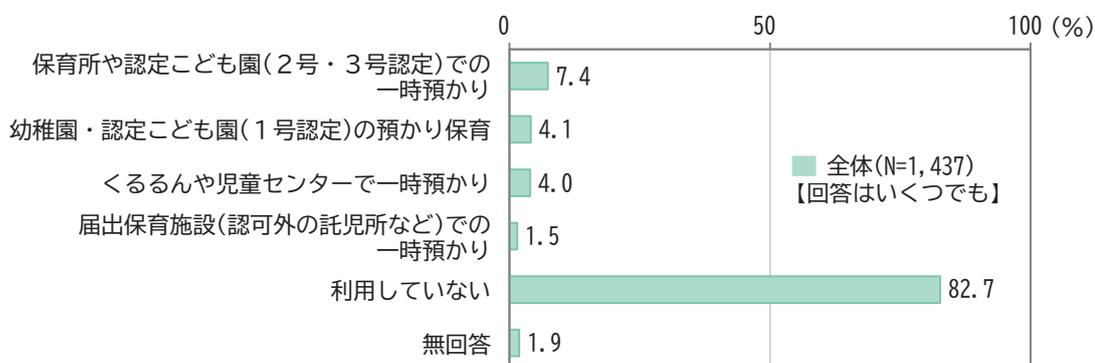
【今後利用したい教育・保育の種類】



## ②一時預かり等の利用について

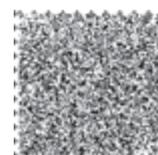
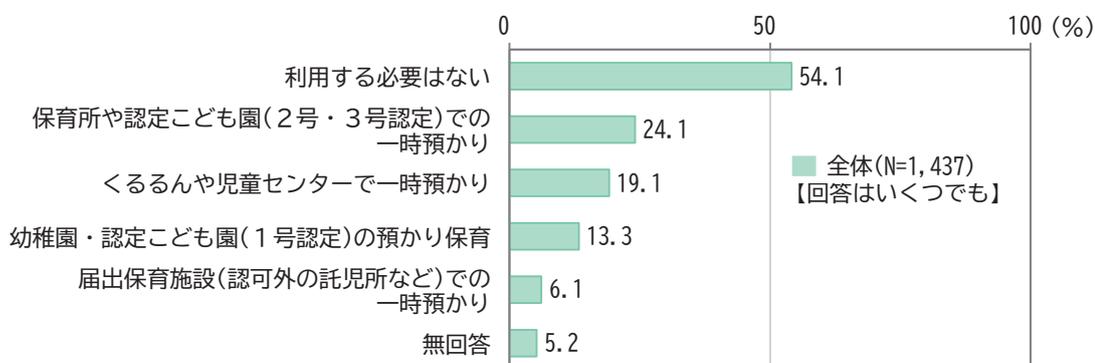
過去1年間に利用したことがある施設等では、「利用していない」が82.7%と多くを占めています。利用したことがある人では、「保育所や認定こども園（2号・3号認定）での一時預かり」（7.4%）、「幼稚園・認定こども園（1号認定）の預かり保育」（4.1%）、の順に続きます。

【一時預かり等の利用状況】



今後、保護者の私用、リフレッシュ、冠婚葬祭、学校行事、不定期の仕事等の目的による一時預かり等の利用意向は、「利用する必要はない」が54.1%と最も多くなっています。利用意向がある人では、「保育所や認定こども園（2号・3号認定）での一時預かり」（24.1%）、「くるるんや児童センターで一時預かり」（19.1%）、の順に続きます。

【一時預かり等の利用意向】



## ■久留米市子どもの生活実態調査（令和6年度）の結果

### （1）調査の概要

子どもやその保護者の生活実態を把握するため、市内在住の小中学生及びその保護者を対象としたアンケートを実施しました。

調査対象	久留米市在住の小学5年生・中学2年生とその保護者
調査方法	郵送配布・郵送回答
有効回収数（回収率）	小中学生 2,110人（35.2%）、保護者 2,134人（35.6%）
調査期間	令和6年10月28日から令和6年11月17日まで

### （2）調査結果の概要

#### ①生活困難度

全体としては、前回調査と比べ、「低所得」や「家計の逼迫」の割合は減っており、生活困難層の割合も減っている。

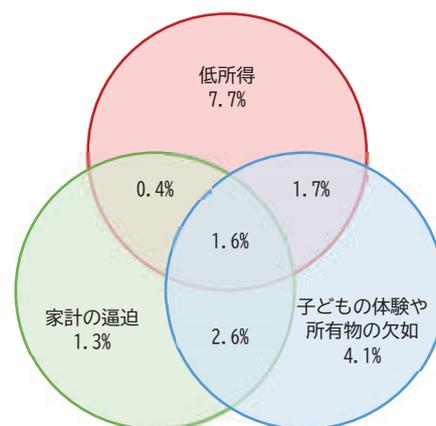
生活困難度を測る3つの要素の割合 単位：%

	平成29年度	令和6年度
①低所得	14.2	11.4
②家計の逼迫	7.7	5.9
③子どもの体験や所有物の欠如	9.5	10.0

生活困難度の割合 単位：%

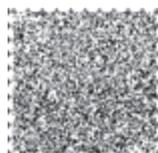
	平成29年度	令和6年度
生活困難層	22.1	19.4
困窮層（①～③の2つ以上該当）	7.5	6.3
周辺層（①～③の1つ以上該当）	14.6	13.1
一般層	77.9	80.6

令和6年度 生活困難度の割合  
（イメージ図）



#### 生活困難度を測る3つの要素の定義

①低所得	世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割り出した値（＝等価可処分所得）が、厚生労働省「令和5年国民生活基礎調査」の結果から算出された貧困線「136万円」を下回る世帯。
②家計の逼迫	過去1年間に経済的な理由で経験した「公共料金や家賃の滞納」、「食費や衣類の費用の切り詰め」など全17項目のうち6項目以上該当する世帯。
③子どもの体験や所有物の欠如	過去1年間に経済的な理由で子どもに関して経験した「子どもの進路の変更した」、「子どもの服や靴が買えなかった」など全11項目のうち、3項目以上該当する世帯。



しかしながら、ひとり親世帯や養育者世帯では、依然として生活困難層の割合が多い。

生活困難度別 世帯類型の割合

単位：％

	令和6年度					
	全体	ふたり親の世帯	ひとり親の世帯			養育者世帯
			母子	父子	合計	
生活困難層	19.4	14.9	52.1	35.5	48.7	100.0
困窮層	6.3	4.0	23.2	16.7	21.8	66.7
周辺層	13.1	10.9	28.9	18.8	26.9	33.3
一般層	80.6	85.2	47.9	64.6	51.3	-

※養育者世帯＝父母がおらず、祖父母等が養育している世帯

## ②保護者の相談相手

「いざというときのお金の援助」に関しては、他の項目と比べて「頼れる人がいない」「人に頼らない」の割合が多くなっている。また、前回調査と比べて、相談相手がいない、または、相談しなかった保護者の割合は、全体的に、やや増えている。

相談項目別 相談相手の有無等

単位：％

設問項目	頼れる人がいる	頼れる人がいない	そのことでは人に頼らない	無回答
子育てに関する相談	93.9	2.9	2.1	1.2
重要な事柄の相談	91.6	3.7	3.0	1.7
いざという時のお金の援助	68.5	9.7	19.3	2.5
その他	54.2	5.1	4.8	35.8

困っていることについての相談相手がいない、または相談しなかった保護者の割合

単位：％

		平成29年度	令和6年度
全体		18.2	19.4
生活困難層	困窮層	38.2	45.9
	周辺層	28.3	27.5
一般層		14.4	16.2

## ③世帯の手取り収入

全体では、約5割が「400～450万円未満」から「700～800万円未満」に分布しているのに対して、生活困難層では、約6割が「50万円未満」から「200～250万円未満」に分布している。

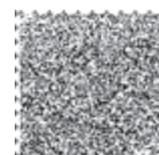
生活困難度別 世帯の手取り収入

単位：％

区分	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満
全体	0.9	1.8	2.6	3.0	3.9	3.8	4.9	7.4	7.8
生活困難層	困窮層	3.0	9.0	12.0	17.3	17.3	7.5	3.0	6.8
	周辺層	5.8	9.4	13.8	12.7	15.9	6.2	5.1	2.9
一般層	-	-	0.1	0.4	1.0	3.2	5.1	7.0	8.8

単位：％

区分	450～500万円未満	500～600万円未満	600～700万円未満	700～800万円未満	800～900万円未満	900～1000万円未満	1000万円以上	無回答
全体	8.1	13.1	10.7	7.4	4.2	3.0	7.5	9.7
生活困難層	困窮層	3.0	3.8	3.8	1.5	0.8	-	2.3
	周辺層	5.1	4.0	2.9	0.4	0.4	0.4	4.7
一般層	9.1	15.5	12.7	9.1	5.2	3.7	9.3	9.9



#### ④経済的な理由で経験したこと

生活困難度が高まるにつれ、支出を抑制する世帯の割合が増えており、特に困窮層では「趣味やレジャー」、「新しい服や靴を買う」、「食費」の支出が抑制されている。前回調査と比べると、生活困難度に関わらず、支出を抑制する世帯の割合が増えている。

生活困難度別 経済的な理由で経験したこと（回答割合上位の抜粋） 単位：％

回答項目	一般層	周辺層	困窮層
趣味やレジャーの出費を減らした	33.7 (28.9)	56.5 (52.7)	89.5 (76.5)
新しい衣服や靴を買うのを減らした	33.1 (30.1)	60.5 (54.5)	97.0 (91.8)
食費を切りつめた	26.5 (21.0)	55.4 (50.9)	91.7 (90.0)
新聞や雑誌を買うのを減らした	9.3 (2.3)	26.8 (15.4)	54.9 (56.5)

※（ ）内は前回調査

#### ⑤経済的な理由で子どもにしてあげられなかったこと

生活困難度が高まるにつれ、支出を抑制する世帯の割合が増えており、特に困窮層では「旅行やレジャー」、「おこづかい」の支出が抑制されている。前回調査と比べると、生活困難層（困窮層と周辺層）での支出抑制する世帯の割合が増えており、子どもの機会・体験が減っている世帯が増えている。

生活困難度別 経済的な理由で子どもにしてあげられなかったこと（回答割合上位の抜粋） 単位：％

回答項目	一般層	周辺層	困窮層
子どもを旅行やレジャーに連れていくことができなかった	14.5 (14.4)	47.1 (44.6)	90.2 (75.9)
子どもを学習塾やスポーツなどの習い事に通わせられなかった	5.1 (6.4)	34.1 (26.2)	65.4 (67.6)
子どもへおこづかいを渡すことができなかった、渡す額を減らした	4.1 (2.6)	30.1 (24.1)	80.5 (67.1)

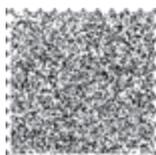
※（ ）内は前回調査

#### ⑥子どもの進学希望の理由

進学先を選択する理由として、「希望する学校や職業があるから」では、生活困難度が高くなるにつれて割合が少なくなっている。一方で、「家にお金がないと思うから」では、生活困難度が高くなるにつれて割合が多くなっている。

生活困難度別 進学希望の理由 単位：％

区分	希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩や友達がそうしているから	家にお金がないと思うから	早く働く必要があるから	その他	とくに理由はない	無回答	
	全体	50.9	15.2	13.9	5.0	3.7	3.3	3.9	9.7	21.9	0.7
生活困難層	困窮層	40.7	19.8	11.6	4.7	3.5	10.5	5.8	8.1	27.9	1.2
	周辺層	46.6	15.5	13.8	5.7	2.9	5.7	5.7	10.9	20.1	1.1
一般層	52.1	14.6	14.0	5.0	3.7	2.4	3.6	9.8	21.8	0.6	



### ⑦子どもの夏休みや冬休みなどの期間の昼食

夏休みや冬休みなどの期間の昼食については、生活困難度が高くなるにつれて「毎日食べる」と回答した割合が減っている。しかしながら、前回調査と単純比較はできないが、今回調査では、「毎日食べる」もしくは「週5～6日」と回答した割合が、一般層 96.3%、周辺層 91.8%、困窮層 92.2%と、やや改善している。

生活困難度別 夏休みや冬休みなどの期間の昼食の状況 単位：%

区分		毎日食べる (週7日)	週5～6日	週3～4日	ほとんど食べない 週1～2日	無回答
全体		88.7	6.7	2.3	0.8	1.4
生活困難層	困窮層	79.8	12.4	3.9	2.3	1.6
	周辺層	81.5	10.3	4.4	1.5	2.2
一般層		90.5	5.8	1.9	0.6	1.3

生活困難度別 夏休みや冬休みなどの期間の昼食の状況【前回調査】 単位：%

区分		ほぼ毎日・毎日	4週に5日	2週に3回	1週に1回程度	食べない	無回答
全体		88.6	9.2	1.5	0.2	0.3	0.2
生活困難層	困窮層	79.6	13.2	6.0	-	1.2	-
	周辺層	86.1	10.9	1.8	0.6	0.3	0.3
一般層		90.0	9.4	1.0	0.2	0.2	0.2

### ⑧子どもの心身の不調

生活困難度に関わらず、一定数の子どもたちが心身の不調を抱えているが、生活困難度が高くなるにつれて、その割合が増える傾向にある。

生活困難度別 子どもの心身の不調 単位：%

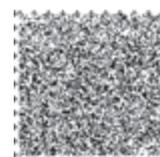
区分		ねむれない	たよく頭がい	歯がいたい	らものを見づ	に音が聞こえ	るがいたくな	ひよくかぜを	ゆよく体が
全体		8.8	11.0	1.8	6.0	3.3	15.1	2.7	11.5
生活困難層	困窮層	8.5	17.8	0.8	7.8	6.2	22.5	3.1	15.5
	周辺層	12.5	12.5	2.6	6.6	5.5	17.7	4.1	12.9
一般層		7.9	9.9	1.7	5.8	2.8	14.2	2.4	11.0

単位：%

区分		ち不安になる気持	にまわりが気	きやる気が起	るいららす	その他	ないたことに気	無回答
全体		18.7	18.7	23.0	18.5	5.5	43.5	1.5
生活困難層	困窮層	26.4	24.0	26.4	21.7	4.7	34.1	4.7
	周辺層	22.5	24.0	29.2	24.0	5.5	33.6	1.5
一般層		17.6	17.5	21.7	17.0	5.7	46.3	1.1



【調査結果 HP】



## ■久留米市ひとり親家庭実態調査（令和3年度）の結果

### （1）目的

久留米市内における「母子家庭」「父子家庭」の日常生活の状況や要望を把握し、福祉施策の充実と効果的な推進を図るための基礎資料を得る。（5年毎の全国調査（前回：H28））

### （2）調査概要

- ▷ 期間：R 3. 10. 27～11. 15
- ▷ 方法：郵送による配布・回収
- ▷ 対象：20歳未満の子どもがいるひとり親家庭（無作為抽出）  
母子家庭：550世帯（有効回収率：37.1%）、父子家庭：450世帯（有効回収率：37.3%）
- ▷ 項目：世帯・職業・生計・子ども等の状況、行政への要望等

### （3）調査結果の概要

#### ①世帯数と出現率

世帯数は母子家庭が2,859世帯（前回比：397世帯減）、父子家庭が458世帯（前回比：43世帯減）となっています。出現率（総世帯数に占める割合）も前回調査から減少しています。（母子家庭：△0.40、父子家庭：△0.05）

	母子家庭		父子家庭	
	R 3	H28	R 3	H28
世帯数（世帯）	2,859	3,256	458	501
出現率（%）	2.07	2.47	0.33	0.38

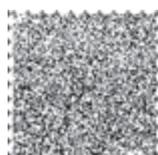
#### ②就労形態

就労形態は正社員・正職員の割合が母子家庭では増加、父子家庭では減少しています。

母子家庭の約4割が非正規雇用（「パート・アルバイト」「派遣・契約社員」）による就業となっており、父子家庭でも非正規雇用の割合が増加しています。

順位	母子家庭		父子家庭	
	R 3	H28	R 3	H28
1	「正社員・正職員」 (51.3%)	「正社員・正職員」 (49.7%)	「正社員・正職員」 (72.9%)	「正社員・正職員」 (74.7%)
2	「パート・アルバイト」 (29.9%)	「パートタイマー」 (27.7%)	「自営業」 (16.8%)	「自営業」 (22.8%)
3	「派遣・契約社員」 (9.1%)	「派遣・契約社員」 (11.5%)	「派遣・契約社員」 (5.2%)	「パートタイマー」 (1.3%)

【参考】父子家庭のR3年調査の「パート・アルバイト」は3.9%



### ③世帯の収入の状況

母子家庭の母の仕事による月収は増加(+2.6万円)し、世帯単位の収入も増加(+47.3万円)しています。

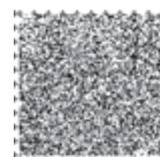
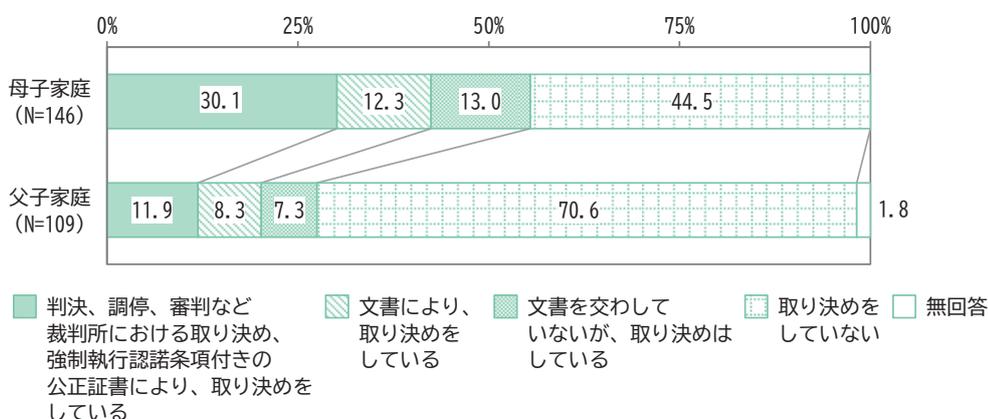
父子家庭の父の仕事による月収は減少(△1.7万円)し、世帯単位の収入は増加(+1.9万円)しています。

	母子家庭		父子家庭	
	R3	H28	R3	H28
仕事による月収(万円)	17.3	14.7	25.3	27.0
世帯の年間税込み収入(万円)	294.0	246.7	448.0	446.1

### ④養育費の取り決め状況

養育費の取り決め状況については、文書による取り決めをしている割合が増加しており、母子家庭では42.4%(前回33.3%)、父子家庭では20.2%(前回16.1%)となっています。そのうち、債務名義(強制力のある公文書)を有しているのが、母子家庭では30.1%、父子家庭では11.9%となっています。また、父子家庭では養育費の取り決めをしていない家庭が約7割となっています。

月平均額は母子家庭 27,925 円、父子家庭 15,423 円で、母子家庭が 12,502 円高くなっています。



### ⑤生活上の不安や悩み

生活上の不安や悩みについては、母子家庭・父子家庭ともに「生活費」が最も高く、次いで「病気や事故」、「子ども」となっています。

母子家庭・父子家庭ともに「病気や事故」、「子ども」、「借金や負債の返済」の割合が増加しています。

順位	母子家庭		父子家庭	
	R3	H28	R3	H28
1	生活費(63.2%)	生活費(67.1%)	生活費(51.2%)	生活費(41.9%)
2	病気や事故(36.8%)	病気や事故(32.9%)	病気や事故(44.0%)	病気や事故(31.4%)
3	子ども(35.8%)	子ども(32.4%)	子ども(35.1%)	子ども(30.2%)
4	仕事(28.4%)	仕事(31.0%)	仕事(26.8%)	家事や身の回り(24.4%)
5	借金や負債の返済(18.1%)	借金や負債の返済(12.7%)	借金や負債の返済(25.6%)	仕事(22.1%)

【参考】父子家庭の前回調査における「借金や負債の返済」は17.4%

### ⑥子どもについての悩み

子どもについての悩みは、母子家庭・父子家庭ともに「進学」が最も高く、次いで「教育」となっています。

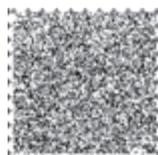
母子家庭・父子家庭ともに順位に大きな変化はありませんが、新たに追加された項目では「食事・栄養」の割合が高くなっています。

順位	母子家庭		父子家庭	
	R3	H28	R3	H28
1	進学(57.4%)	進学(44.1%)	進学(35.7%)	進学(46.5%)
2	教育(35.8%)	教育(31.5%)	教育(34.5%)	教育(41.9%)
3	就職(22.5%)	就職(28.6%)	病気(25.0%)	しつけ(29.1%)
4	しつけ(16.7%)	しつけ(16.9%)	食事・栄養(23.8%)*	就職(25.6%)
5	友人関係(15.2%)	友人関係(12.7%)	就職(21.4%)	病気(8.1%)

\*「食事・栄養」はR3に追加された項目で、母子家庭では6番目(14.2%)

### ⑦行政機関に対する要望

母子家庭・父子家庭ともに「年金・手当などを充実する」(母子家庭：58.8%、父子家庭：54.2%)が最も高く、次いで「医療保障を充実する」(母子家庭：29.9%、父子家庭：29.8%)、「ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる」(母子家庭：16.2%、父子家庭：16.7%)となっています。



【調査結果 HP】



## ■久留米市ヤングケアラー支援のための子どもの生活実態調査（令和5年度）の結果

### （1）調査の概要

対象者：市内の学校に通う小学6年生、中学2年生、高校2年生の全員

実施時期：令和5年11月

### （2）主な調査結果

#### ①世話をしている家族がいると回答した割合（全国との比較）

	久留米市	全国
小6（n=841）	7.8%	6.5%
中2（n=524）	6.3%	5.7%
高2（n=333）	4.2%	4.1%

※全国の高校生は全日制のみであるが、久留米市の高校生には、定時制、通信制を含んでいる（以下、同様）。

#### ②誰の世話をしているか

	小6（n=66）	中2（n=33）	高2（n=14）
最も多かった回答	きょうだい	母親	母親

#### ③どんな世話をしているか

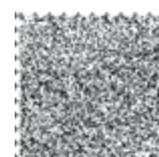
	小6（n=66）	中2（n=33）	高2（n=14）
最も多かった回答	見守り	家事	家事

#### ④世話の頻度

	小6（n=66）	中2（n=33）	高2（n=14）
最も多かった回答	ほぼ毎日	ほぼ毎日	ほぼ毎日

#### ⑤世話について相談した経験

	小6（n=66）	中2（n=33）	高2（n=14）
あると回答した割合	13.6%	15.2%	35.7%



## ⑥家族の世話をしているために、やりたいけれどできないことがあると回答した児童生徒の割合（全国との比較）

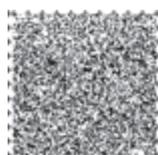
	久留米市	全国
小6 (n=841)	1.2%	1.8%
中2 (n=524)	0.8%	1.8%
高2 (n=333)	1.2%	1.3%

## ⑦学校や大人にしてもらいたいこと

家族の世話をしていると回答した人に、学校や大人にしてもらいたいことについて聞いたところ、小中高生ともに「特にない」が最も多かったものの、それ以外では「自分の今の状況について話を聞いてほしい」や「学校の勉強や受験勉強など学習をサポートしてほしい」が多くなっています。また、中高生では「進路や就職など将来の相談にのってほしい」の割合が高くなっています。



【調査結果 HP】



## ■子ども・若者ワークショップ（令和6年度）の結果

### （1）実施概要

目的	こども基本法においては、「こども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」と定められている。「久留米市こども計画」に、こども・若者の意見を反映させるため、ワークショップを実施。
開催日時	令和6年9月8日（日）10:00～12:00
開催場所	久留米シティプラザ 2階 展示室
参加者	市内に住むまたは通勤・通学している小学4年生～39歳 ①小学生 7名（4年生：4名、6年生：3名） ②中学生 4名（1年生：1名、2年生：2名、3年生：1名） ③若者・子育て当事者 5名 計16名

### （2）主な意見

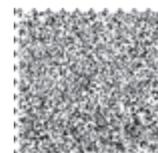
#### テーマ① 「住みたいまち」ってどんなまち？（小学生）

遊ぶ場所	こどもが楽しく遊べる 学校でも家でも外でも遊べない 公園がいっぱい 楽しく遊べる場所 遊ぶ手段をふやしてほしい
産業	地産地消 農業がさかん にぎやかな商店街 ショッピング、フードコートがある
交通	路面電車 移動が楽 電車・バスがすぐ乗れる
経済的支援	国のお金で好きなものが買える 年金を色々な世代（こども）に 全部半額 消費税5%
その他	きれいなまち 平和なまち みんなが笑顔 暑すぎたり寒すぎたりしない 屋根付きの長いベンチがある

#### テーマ② ホットする「居場所」って どんなところ？

（小学生、中学生、若者・子育て当事者）

施設・場所	静かな場所 にぎやかなところ すずしいところ あったかいところ 久留米にはない こどもを預かってくれる 駐車場がある 家事をしなくていい
ルール・使い方	自分の気持ちをはっきり言える みんなが笑っている クラス以外のつながりを大切に 人付き合いがない 「何かをしないといけない」ということがない



<b>要望</b>
勉強できる施設を学校や地域に（自由に日常的に使える） 年齢別の児童館（スタッフとも話したい） 話す機会を持てる場所
学校に居場所を 中学生でも使えるコミュニティセンター

テーマ③ 人口が減ったり、こどもが減っていることをどう思う？（小学生）

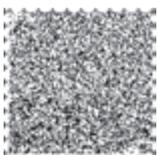
<b>支援・対策</b>
お金を出す（こども一人あたり、育休中の給付額の増額） 配布
子育ての仕方を学ぶ本の配

テーマ④ まわりの大人は自分の意見やきもちを聞いてくれますか？（小学生）

<b>現状</b>
親は聞いてくれる 質問で攻めたてられると答えにくい（怒っているように感じる）
友人の方が日ごろを知ってくれている 学校の先生には話しにくい
<b>取組や意見</b>
一緒に遊ぶと話しやすい きめつけないでほしい
発表をいっぱいする子だけでなく、しない子の意見を聞いてほしい こどもを入れた会議をしたら？

テーマ⑤ もし市長になったら何をしたい？（小学生）

<b>教育</b>
大人も小・中学校など学び直せるようにする 学食選べる
学校を豪華に・きれいにしてほしい 公立中にも自販機を
職場体験を小学生も
<b>交通</b>
自転車用・歩く人用の道を分ける 移動）
車道にガードレールをつける 無料バス（通学や
<b>福祉</b>
相談できる場所（小学生：学校の中、大人：職場） さん聞く
意見を言える場所を作ってたくさ
<b>休暇</b>
有給休暇を増やしてほしい（こどもと色々できる） る）
大人も休める（好きなことでき
<b>経済的支援</b>
国のお金で自分の好きなものを買える 赤ちゃん用品安く
土地を安くする 子育て支援で一人40万円
<b>その他</b>
決まったことを毎日市民に放送 イベントをたくさんして参加しやすく



テーマ⑥ 「学校を作ってください」どんな学校にしますか？（小学生、中学生）

授業・学校行事
修学旅行を全学年に 体育の項目（ボール競技）を増やす
校則・ルール
ダメ・禁止が多い 外でのびのび遊びたい 荷物を学校に置けるように 私服を認めて 自主性を大切に 校則・ルールを自分で決める
学校施設
小動物（うさぎ、リス）を飼いたい 個室がほしい 体育館・理科室・トイレに冷房を 図書館を大きく 相談室を増やす 1クラス10人に
その他
一人一台相談できるロボット 意見を言ったり話し合う機会がほしい 意見を聞いておきながら、全く反映されない 給食の無償化

テーマ⑦ 「私にはよいところがある」そう思えるには？（小学生、若者・子育て当事者）

思えない理由・原因
寛容でない社会では「いいところがある」と思えない 人のために時間を使えない
思うための取組
自分達でできることを増やしてほしい 友達のよいところを言い合う 褒められると素直に受け止める（自己肯定感）

テーマ⑧ 家の中でおこる問題や心配ごと だれに話したらいいんだろう？（小学生）

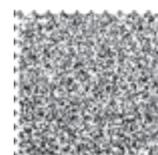
現状
友達に話す 学校の中の個別相談（全員対象）を利用 相談する手段・行先がない 相談してもいいと言われても相談できない
要望
親以外の相談相手がほしい

テーマ⑨ お金の心配はどのようなとき？いま？未来？心配な時どうしている？  
（若者・子育て当事者）

心配なとき、原因
どれくらいあれば安心なのか 常に不安 医療費がかかる 市税が高い 育休と仕事のバランスで心配 市HPが見にくい 育休の情報がない
対応・取組
市からの情報発信（SNSの利用）

テーマ⑩ こうしたらいいかもね～次回に向けて～（小学生）

日時
午後開催 いつ来てもよい
場所
オンライン参加が可能 駐車場が無料の会場
その他
学校から親にアナウンス



## ■グループインタビュー（令和6年度）の結果

### （1）実施概要

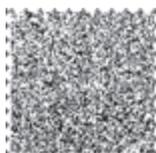
目的	こども計画策定のための基礎調査として、本市のこども・若者・子育ての実態や課題等を把握し、施策等を検討することを目的とする
日時	令和7年2月26日（水） 13:00～14:50
場所	久留米市役所本庁舎 15階会議室
実施方法	本市のこども・若者・子育て支援に関わる関係団体を対象としたグループインタビュー（意見交換）
参加団体（8団体）	ホームステイ・ホームビジット実施団体、こどもの居場所実施団体、こども食堂実施団体、フードドライブ実施団体、フリースクール実施団体、障害児支援団体、子育て当事者の居場所実施団体

### （2）主な意見

関係団体が発言された主な内容を掲載しています。

居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサロンの補助金について、参加するこどもの人数に応じた金額へと見直してほしい</li> <li>・保護者が学校に言いにくいような、誰に相談したらよいか分からない相談をできる場所があるとよいと思う</li> </ul>
-----	--

貧困・経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フードバンクから食料品をもらっているが、既に登録している障害者関係施設や社協、その他市民ボランティア団体等で分けており、新たな団体が登録する余裕はない</li> <li>・3年前と比べて、配布を希望する世帯が多く、新規での受付は停止、フードバンクからもらえる量も減っているため、本当に困窮している世帯に絞って対応している</li> <li>・こども家庭庁事業に採択され、1ヶ月150人分を5回実施する予定だったが、希望者が想定より多く、160人となり、困窮世帯の多さを実感した</li> <li>・世帯による経済状況の格差が激しく、自費負担のイベントに不参加の家庭もある</li> </ul>
----------	--

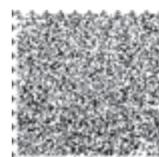


## 不登校

- ・ フリースクールに通う経緯として、保護者のこどもに対する関心が高い家庭、こども自身が希望する家庭、保護者がこどもに関わることを避ける家庭等がある
- ・ フリースクールに通うには金銭的なハードルがあるため、お金のない家庭は家に引きこもることになると思われる
- ・ オンラインゲームが原因で生活リズムが乱れて、学校に通えていないこどもが多い
- ・ 学校の先生には対応する余裕がなく、人手不足を感じる
- ・ 不登校のリスクが広がっている中で、フリースクールに行くお金のない世帯では引きこもることになってしまうため、中学校での校内教育支援教室のようなものが小学校でも推進されるべきだと考える
- ・ 通っているこどもたちが不登校となった理由は把握できないが、いじめが多い
- ・ こども自身に合ったところを選択できるように、傾向の違うフリースクールが多くあることが望ましいと感じる
- ・ 不登校のこどものほとんどは勉強に苦手意識があるが、そのこどもが勇気を振り絞って登校しても、勉強の遅れを取り戻すための体制が学校にはなく、教師の裁量による
- ・ 学校でできるサポートにも限界があり、家庭でも学力の底上げが困難な中で、どのようにして授業についていってもらえるようにするかが課題

## 障害児支援

- ・ 発達が気になるこどもが増えたことで、対応できる先生が足りていないことが気になる
- ・ 幼児研究所につながっても、対応してもらえるのが半年以上先となることもあり、こどもにとっては長すぎる
- ・ 幼稚園等の先生が保護者に発達が気になると伝えても、無視する保護者が助言を聞かないままこどもが小学校に入ることで、学級崩壊等の問題に発展することがある
- ・ 久留米市は5歳児健診がないため、発達のスクリーニングとしても導入する意義がある
- ・ 特別支援学校でも先生不足が課題と感じる
- ・ 不登校で学校に行けていないこどもについて、保護者が日中働いている場合は、朝から放課後等デイサービスを利用することもあり、そのようなケースが増えている
- ・ 聴覚過敏によって不登校に陥るこどももいる
- ・ 長期休暇明けに学校に行けなくなるこどもも多い
- ・ 学校の先生の計らいで、保護者と一緒に登校し、先生からシールをもらったら帰ってもよいという方法で登校に慣れていけるようにしたことがある



### 親子関係・虐待

- ・ネグレクトや暴力で家に帰りたくないというこどもがいても、児童相談所の保護所のキャパシティが足りていない。行政にショートステイを実施してもらいたい
- ・国際交流のホストファミリーの経験から、寝食をともにすることで関係性を築くことが大事だと考えている。家庭人としてのいろはを教えることで、規則正しい生活を送り、学校にも通うようになる
- ・家庭で宿題ができていないと思われるこどもに対する学習支援を実施する中で、対象のこどもは学習面に大きな問題はなく、大人に隣に座りながら見てほしい、話を聞いてほしいという傾向が強く、家庭での保護者との関わりが少ないことが要因だと感じる

### 地域づくり

- ・こどもに様々な人生や人との関わり方があることを見せたいと考える上で、地域の交流が閉ざされていることが課題となる
- ・個人や個別の団体として活動している人が多いと感じている。地域全体がネットワークとして機能し、協力し合える地域づくりが重要と考える
- ・地域で支援活動をしている人の高齢化が進んでいる

### 関係機関の連携

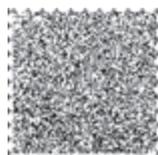
- ・福祉と教育は両輪で進めるべき
- ・小学校における支援員不足や、福祉の目線では課題のある子どもでも学校側がそこを重要視しない等、意見の違いもあるため、福祉と教育の連携が重要

### 情報提供

- ・市が作成している子育て支援に関する団体のリストの冊子を学校経由で保護者に配布したらよいと思う
- ・フリースクール等の支援を学校の先生が保護者に個別に伝えている等、支援に関する情報が十分に開かれていないため、必要な人に届くようにするべき
- ・放課後等デイサービス等の障害支援を知らない人も多く、小学校高学年から支援につながるこどももいる。早期発見し支援につなぐためにも、就学時に保護者にお知らせが入る等の定期的に情報が発信される仕組みづくりが重要

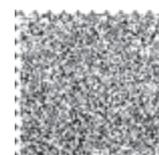
### スマホ・タブレット依存

- ・こどもにスマートフォンを持たせており、こどもがインターネットで出会った人とやり取りをしている
- ・インターネットの利用の低年齢化により、不登校のリスクが高まったり、犯罪等に巻き込まれないか心配になる
- ・こどものゲーム依存についてしっかり対策するべき
- ・コロナ禍で児童にタブレットを配布しているが、その取扱いは先生に丸投げされており、家庭で保護者が不適切な使い方をしていないか見守る余裕もない

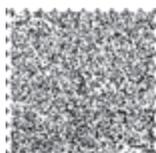


### 3 こども基本法及びこども大綱

こども基本法の概要	
目的 (第1条)	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する
「こども」の定義 (第2条)	18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義
「こども施策」の定義 (第2条)	<p>「こども施策」とは、こどもや若者に関する以下のような取組のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポート (例：居場所づくり、いじめ対策等)</li> <li>●子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート (例：働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置 など)</li> <li>●これらと一体的に行われる施策 (例：教育施策、医療政策、雇用施策〔若者の社会参画支援含む〕 など)</li> </ul>
こども施策の基本理念 (第3条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること</li> <li>②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること</li> <li>③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること</li> <li>④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること</li> <li>⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保</li> <li>⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備</li> </ol>
地方公共団体 関連事項	<p>【地方公共団体の責務】(第5条) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する</p> <p>【都道府県・市町村こども計画の策定(努力義務)】(第10条) 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努める(こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表) 各計画は、既存の各法令(※)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能 ※子ども・若者育成支援推進法第9条、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条等</p> <p>【こども等の意見の反映】(第11条) 地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講じる 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい</p> <p>【関係機関・団体等の有機的な連携の確保(努力義務)】(第13・14条) 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う関係機関・団体等の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努める</p>



子ども大綱の概要	
概要	子ども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策の推進に関する大綱」を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの
子どもまんなか社会	子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」 ： <b>全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会</b>
子ども施策に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</li> <li>②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく</li> <li>③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する</li> <li>④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</li> <li>⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む</li> <li>⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</li> </ul>
子ども施策に関する重要事項	<p><b>【ライフステージを通じた重要事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</li> <li>○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</li> <li>○子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</li> <li>○子どもの貧困対策</li> <li>○障害児支援・医療的ケア児等への支援</li> <li>○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援</li> <li>○子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組</li> </ul> <p><b>【ライフステージ別の重要事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの誕生前から幼児期まで（妊娠前～幼児期までの切れ目ない保健・医療確保 等）</li> <li>○学童期・思春期（質の高い公教育の再生、居場所づくり、高校中退予防・中退後支援 等）</li> <li>○青年期（高等教育の就学支援、就労支援、悩み・不安を抱える若者等の相談体制の充実 等）</li> </ul> <p><b>【子育て当事者への支援に関する重要事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てや教育に関する経済的負担の軽減</li> <li>○地域子育て支援、家庭教育支援</li> <li>○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大</li> <li>○ひとり親家庭への支援</li> </ul>



## 4 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

こども（18歳未満）を、権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとりの人間としての人権を認めています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にあるこどもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、こどもならではの権利も定めています。

前文と本文 54 条からなり、こどもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。平成元年（1989年）の第44回国連総会において採択され、平成2年（1990年）に発効しました。日本は平成6年（1994年）に批准しました。

● 「子どもの権利条約」には、次の4つの原則があります。

○ 命を守られ成長できること

○ こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが行われるときは、「そのこどもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

○ 意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

○ 差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

● 「子どもの権利条約」に定められている権利は、大きく分けて次の4つです。

生きる権利

すべてのこどもの命が守られること

育つ権利

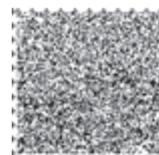
医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

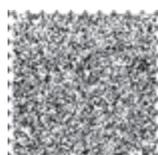
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



## 5 計画策定の経緯等

### (1) 会議経過

期日	取組内容
令和6年 1月9日	久留米市子ども・子育て会議（第3回） 【議事】①第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施について
2月21日～ 3月16日	久留米市子育てに関するアンケート調査
6月3日	久留米市子ども・子育て会議（第1回） 【諮問】市町村子ども計画等の策定について 【議事】①こども・若者ワークショップの実施について ②子どもの生活実態調査の実施について
7月25日～ 30日	久留米市子ども・子育て会議 乳幼児期・子育て／学童・思春期／青年期／育ちはぐくみ支援部会（第1回） 【議事】①久留米市子ども・子育ての状況と取組について
9月8日	こども・若者ワークショップの実施
10月18日～ 30日	久留米市子ども・子育て会議 乳幼児期・子育て／学童・思春期／青年期／育ちはぐくみ支援部会（第2回） 【議事】①（仮称）久留米市子ども計画（骨子案）について
10月28日～ 11月17日	久留米市子どもの生活実態調査
12月13日～ 23日	久留米市子ども・子育て会議 乳幼児期・子育て／学童・思春期／青年期／育ちはぐくみ支援部会（第3回） 【議事】①（仮称）久留米市子ども計画における主な取組について ②子ども・子育て支援事業計画について
令和7年 2月12日	久留米市子ども・子育て会議（第2回） 【議事】①（仮称）久留米市子ども計画の骨子について
2月26日	グループインタビューの実施
3月14日～ 21日	久留米市子ども・子育て会議 乳幼児期・子育て／学童・思春期／青年期／育ちはぐくみ支援部会（第4回） 【議事】①（仮称）久留米市子ども計画の素案について
5月14日	久留米市子ども・子育て会議（第1回） 【議事】①（仮称）久留米市子ども計画（素案）について
5月26日～ 6月24日	久留米市子ども計画（素案）に対する意見募集（パブリック・コメント）の実施
7月22日	久留米市子ども・子育て会議（第2回） 【議事】①久留米市子ども計画（案）について



## (2) 久留米市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日  
久留米市条例第30号

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、久留米市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号の事項を処理すること。
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する重要事項及び実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。
- (3) 基本法第10条第2項の市町村こども計画に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べること。

### (組織)

第3条 子育て会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 子ども又は若者を養育する者
- (2) 事業主又は労働者を代表する者
- (3) 子ども、若者又は子育ての支援に関わる者
- (4) 教育関係者
- (5) 子ども、若者又は子育ての支援に関する学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (臨時委員)

第6条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

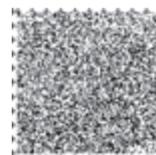
2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (特別委員)

第7条 次条に規定する部会に、その調査審議する事項について必要に応じ、第3条第1項の委員のほか、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。



3 特別委員の任期は、2年を上限とする。ただし、その者の任命に係る事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第8条 市長は、その定めるところにより、子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長1名を置き、部会に属する委員、臨時委員及び特別委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

7 前6項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

(会議)

第9条 子育て会議の会議は、会長が招集しその議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が選出されていないときは、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(関係者の出席等)

第10条 会長は、委員又は部会の申出により、必要があると認めるときは、職員その他の関係者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

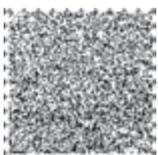
附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(改正前の久留米市子ども・子育て会議条例に基づく子育て会議の委員の任期)

2 この条例による改正前の久留米市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第30号)第1条の子育て会議の委員である者の任期は、第4条の規定に関わらず、令和6年3月31日までとする。



## (3) 久留米市子ども・子育て会議等委員名簿

## ①久留米市子ども・子育て会議委員名簿

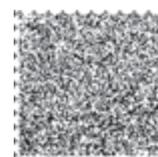
※令和7年9月1日現在、五十音順、敬称略

委員氏名	所属団体等
麻生 睦美	特定非営利活動法人 子育て支援ボランティアくるるんるん
池田 耕平 ※1	久留米市小・中学校PTA連合協議会（小学校）
今村 美恵子	久留米男女平等推進ネットワーク（えがりて久留米）
上村 友紀	特定非営利活動法人 久留米市手をつなぐ育成会
○ 大西 良	筑紫女学園大学 人間科学部
栴島 摩耶	未就学児の養育者（公募）
國武 卓史	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 北筑後地域協議会
幸若 麻紀	16歳以上の子どもの養育者等（公募）
小松 宏吉	福岡県弁護士会 筑後部会
佐藤 佐和香 ※2	久留米市小・中学校PTA連合協議会（中学校）
重永 侑紀 ※3	特定非営利活動法人 にじいろCAP
関 俊英	一般社団法人 久留米市保育協会
田中 のぞみ	特定非営利活動法人 わたしと僕の夢
谷口 哲也	久留米市立中学校校長会
津村 直幹	一般社団法人 久留米医師会
中井 久	久留米市校区青少年育成協議会連絡会議
中島 俊則	社会福祉法人聖嬰会 児童養護施設 久留米天使園
中村 真弓	聖マリア学院大学 看護学部
中村 路子	一般社団法人 uma u.
◎ 中山 由里	久留米大学 人間健康学部
西野 恵子	久留米商工会議所
早川 成	久留米市認定こども園連絡協議会
原田 敏男	久留米市立久留米特別支援学校
日野 勝文	久留米市立小学校校長会
山下 経男	久留米市立高等学校校長会
山下 裕史	久留米市民生委員児童委員協議会

◎：会長、○：副会長

## 変更があった委員氏名（任期）

- ※1 左村 継美（令和6年6月1日～令和7年3月31日）  
 ※2 西村 理恵（令和6年6月1日～令和7年3月31日）  
 ※3 高松 哲人（令和6年6月1日～令和6年11月10日）



## ②久留米市子ども・子育て会議特別委員名簿

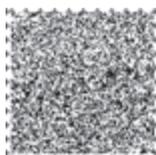
※令和7年9月1日現在、五十音順、敬称略

委員氏名	所属団体等
足立 賢士郎	パパラフ
内山 忍	ダンデライオン 不登校ひきこもりを考える親の会
江崎 香保里	お母さん大学 福岡（ちっこ）支局
荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会
金子 みゆき	佐賀・筑後発達障害児者親の会「夢気球」
菊池 良明	一般社団法人 久留米市保育協会
佐藤 昌子	社会福祉法人 グリーンコープ （久留米市生活自立支援センター 西部エリア）
高田 洋一 ※1	一般社団法人 学童保育くるめ
藤田 君子	久留米市母子寡婦福祉会
村井 麻木	ツインズクラブ
森山 智子 ※2	西日本エリートスタッフ株式会社 （久留米市生活自立支援センター 東部エリア）
吉岡 マサヨ	特定非営利活動法人 ル・バトー
渡邊 晃清	久留米保護区保護司会

## 変更があった委員氏名（任期）

※1 内田 裕市（令和6年6月1日～令和7年3月31日）

※2 早淵 三和子（令和6年6月1日～令和7年2月7日）



### ③久留米市子ども・子育て会議 部会名簿

※令和7年9月1日現在、五十音順、敬称略

#### 乳幼児期・子育て部会

委員氏名	所属団体等	委員区分
麻生 睦美	特定非営利活動法人 子育て支援ボランティアくるるん	委
足立 賢士郎	パパラフ	特
今村 美恵子	久留米男女平等推進ネットワーク (えがりて久留米)	委
江崎 香保里	お母さん大学 福岡(ちっこ)支局	特
栞島 摩耶	未就学児の養育者(公募)	委
関 俊英	一般社団法人 久留米市保育協会	委
◎ 津村 直幹	一般社団法人 久留米医師会	委
○ 西野 恵子	久留米商工会議所	委
早川 成	久留米市認定こども園連絡協議会	委
村井 麻木	ツインズクラブ	特

#### 学童・思春期部会

委員氏名	所属団体等	委員区分
池田 耕平	久留米市小・中学校PTA連合協議会 (小学校)	委
佐藤 昌子	社会福祉法人 グリーンコープ (久留米市生活自立支援センター 西部エリア)	特
高田 洋一	一般社団法人 学童保育くるめ	特
谷口 哲也	久留米市立中学校校長会	委
中井 久	久留米市校区青少年育成協議会連絡会議	委
◎ 中村 真弓	聖マリア学院大学 看護学部	委
○ 日野 勝文	久留米市立小学校校長会	委
山下 裕史	久留米市民生委員児童委員協議会	委
吉岡 マサヨ	特定非営利活動法人 ル・パトー	特

委員区分：委=子ども・子育て会議委員

特=子ども・子育て会議特別委員

◎：部会長、○：副部会長

#### 青年期部会

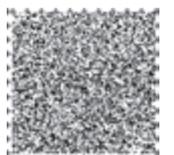
委員氏名	所属団体等	委員区分
内山 忍	ダンデライオン 不登校ひきこもりを考える親の会	特
◎ 大西 良	筑紫女学園大学 人間科学部	委
國武 卓史	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 北筑後地域協議会	委
幸若 麻紀	16歳以上の養育者等(公募)	委
森山 智子	西日本エリートスタッフ株式会社 (久留米市生活自立支援センター 東部エリア)	特
○ 山下 経男	久留米市立高等学校校長会	委
渡邊 晃清	久留米保護区保護司会	特

#### 育ちはぐくみ支援部会

委員氏名	所属団体等	委員区分
上村 友紀	特定非営利活動法人 久留米市手をつなぐ育成会	委
◎ 大西 良	筑紫女学園大学 人間科学部	委
金子 みゆき	佐賀・筑後発達障害児者親の会「夢気球」	特
小松 宏吉	福岡県弁護士会 筑後部会	委
佐藤 佐和香	久留米市小・中学校PTA連合協議会 (中学校)	委
重永 侑紀	特定非営利活動法人 にじいろCAP	委
田中 のぞみ	特定非営利活動法人 わたしと僕の夢	委
中島 俊則	社会福祉法人 聖嬰会児童養護施設 久留米天使園	委
中村 路子	一般社団法人 umau.	委
○ 原田 敏男	久留米市立久留米特別支援学校	委
藤田 君子	久留米市母子寡婦福祉会	特

#### 幼児教育・保育部会

委員氏名	所属団体等	委員区分
荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会	特
菊池 良明	一般社団法人 久留米市保育協会	特
関 俊英	一般社団法人 久留米市保育協会	委
◎ 中山 由里	久留米大学 人間健康学部	委
○ 早川 成	久留米市認定こども園連絡協議会	委



(4) 久留米市子ども・子育て会議 答申

令和7年8月26日

久留米市長 原口 新五 様

久留米市子ども・子育て会議  
会長 中山 由里

久留米市子ども・子育て会議における審議について（答申）

このことについて、本会議は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、先に諮問を受けた「市町村こども計画等の策定について」に対し、こども大綱における「こどもまんなか社会」の実現に向けて、基本的な考え方や具体的な施策等について、4回の会議及び延べ16回の部会を開催し、議論を積み重ねてきました。

議論の結果、当会議において「久留米市こども計画案」を取りまとめましたので、答申します。

久留米市におかれましては、本答申を踏まえて、計画の目指す姿である「こどもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、より一層、積極的に取り組まれますよう期待しております。

